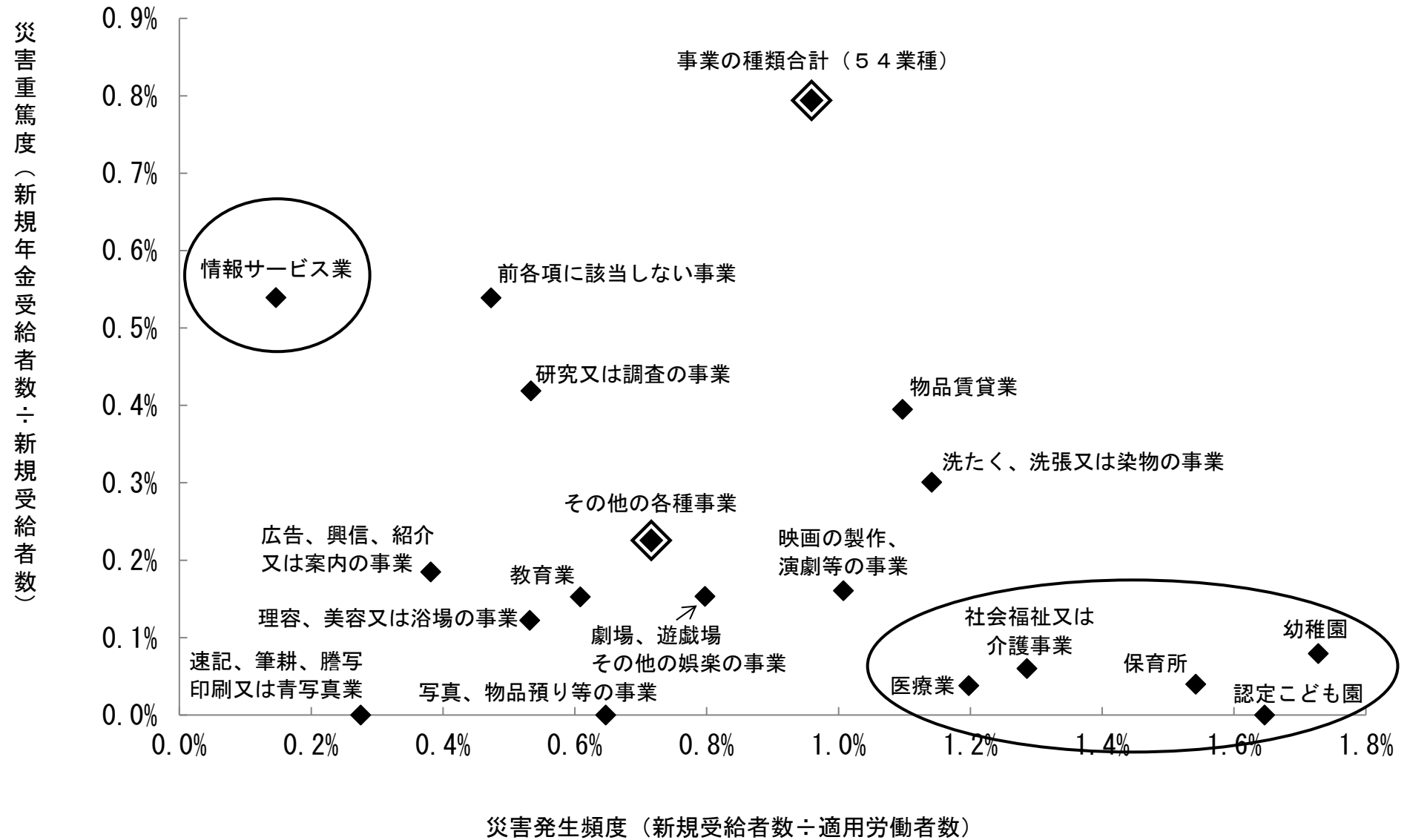
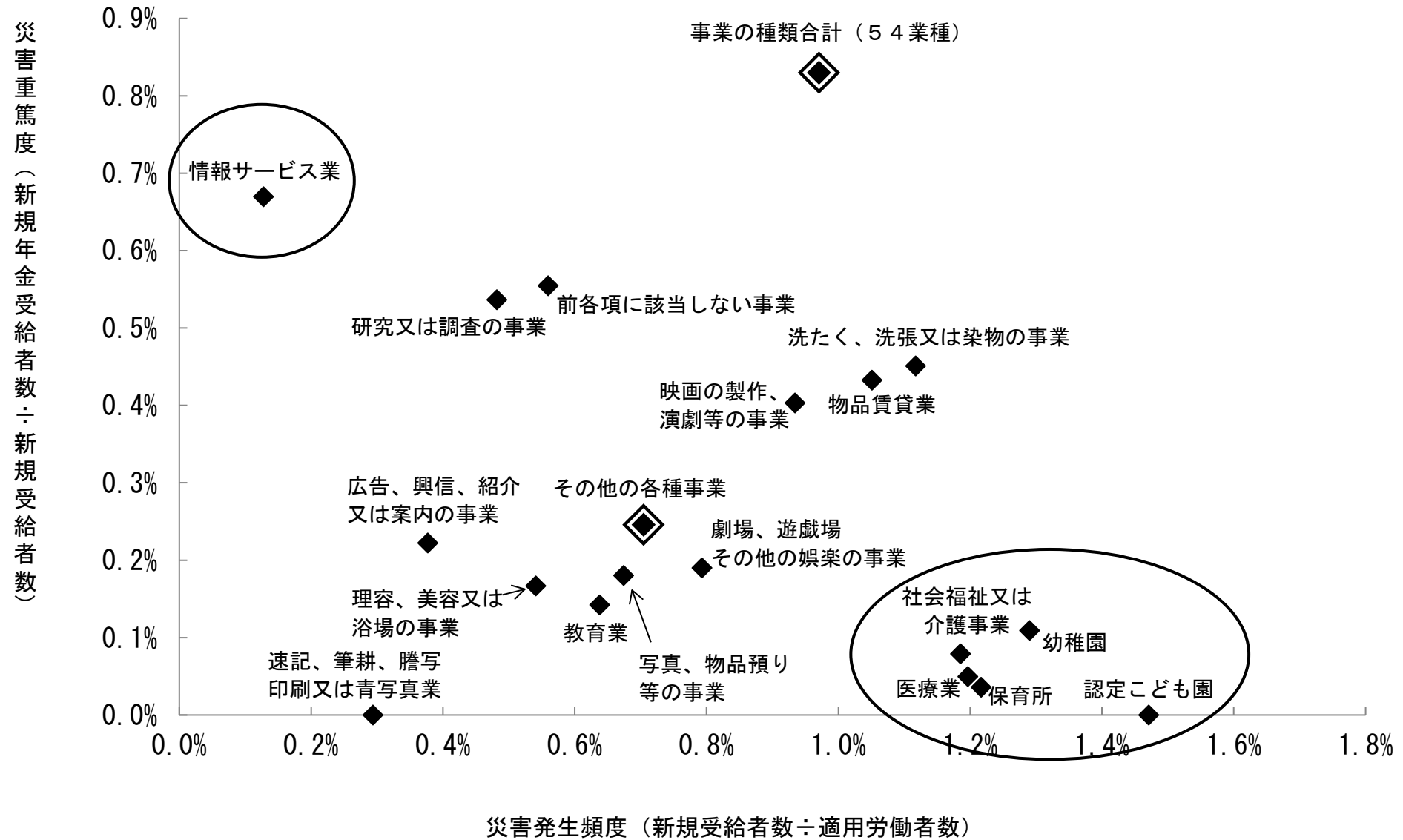


「94 その他の各種事業」の各細目の
災害発生頻度及び重篤度

「94その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成28年度）



「94その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成26-28年度）



細目別にみた事故型別構成比・起因物別構成比

細目別事故型・起因物別構成比上位5位の比較

※出典：「平成29年労働者死傷病報告」（休業4日以上）

着色箇所は方式変更に伴い順位が変動したもの、うち*が付されているものは上位5位から外れたか、上位5位に入ったことを表している。

事故型				起因物			
合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）		合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）	
94 その他の各種事業				94 その他の各種事業			
1	転倒	31.2%	転倒 32.4%	1	仮設物、建築物、構築物等	31.8%	仮設物、建築物、構築物等 32.8%
2	動作の反動・無理な動作	24.6%	動作の反動・無理な動作 26.5%	2	起因物なし	15.0%	起因物なし 16.5%
3	墜落・転落	12.2%	墜落・転落 11.1%	3	その他の起因物	9.0%	その他の起因物 10.2%
4	交通事故（道路）	5.8%	交通事故（道路） 5.6%	4	用具	7.9%	用具 7.7%
5 *	はさまれ・巻き込まれ	5.6%	激突 5.0% *	5	乗物	6.9%	乗物 6.9%
9411 広告、興信、紹介又は案内の事業				9411 広告、興信、紹介又は案内の事業			
1	転倒	29.9%	転倒 32.5%	1	仮設物、建築物、構築物等	36.8%	仮設物、建築物、構築物等 38.9%
2	墜落・転落	18.8%	墜落・転落 18.1%	2	用具	9.8%	乗物 10.2%
3	動作の反動・無理な動作	14.1%	動作の反動・無理な動作 14.2%	3	乗物	9.5%	用具 8.7%
4	交通事故（道路）	8.0%	交通事故（道路） 7.4%	4	環境等	6.9%	起因物なし 7.0%
5	はさまれ・巻き込まれ	7.7%	はさまれ・巻き込まれ 6.6%	5	起因物なし	6.1%	環境等 6.8%
9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業				9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業			
1	転倒	29.8%	転倒 29.8%	1	仮設物、建築物、構築物等	36.5%	仮設物、建築物、構築物等 36.5%
2	墜落・転落	18.6%	墜落・転落 18.6%	2	用具	9.9%	用具 9.9%
3	動作の反動・無理な動作	14.3%	動作の反動・無理な動作 14.3%	3	乗物	9.2%	乗物 9.2%
4	はさまれ・巻き込まれ	7.9%	はさまれ・巻き込まれ 7.9%	4	環境等	7.0%	環境等 7.0%
5	交通事故（道路）	7.8%	交通事故（道路） 7.8%	5	起因物なし	6.0%	起因物なし 6.0%
9418 映画の製作、演劇等の事業				9418 映画の製作、演劇等の事業			
1	転倒	24.7%	動作の反動・無理な動作 22.5%	1	仮設物、建築物、構築物等	31.0%	仮設物、建築物、構築物等 30.6%
2	動作の反動・無理な動作	19.8%	墜落・転落 19.0%	2	環境等	12.0%	起因物なし 14.2%
3	墜落・転落	17.5%	転倒 16.3%	3	用具	10.2%	用具 9.0%
4	激突	7.0%	激突 12.2%	4	起因物なし	9.4%	乗物 7.5% *
5 *	激突され	5.7%	切れ・こすれ 5.3% *	5 *	荷	8.9%	環境等 6.9%

（注）「資料1－2」の按分方式（詳細は19頁）

各細目の事故型別構成比・起因物別構成比は、安全衛生統計の平成29年労働者死傷病報告（休業4日以上）を基に推計した。細目と経済センサス産業分類（日本標準産業分類に準拠。以下「JSIC分類」という。）及び安全衛生統計の業種分類の対応関係を整理の上、まず、各細目の平成28年度新規受給者数を、平成26年経済センサス雇用者数（役員及び雇用者）に比例させてJSIC分類別に按分した。次に、労働者死傷病報告の各業種の死傷者数を、新規受給者数に比例させて細目別・JSIC分類別に按分し、最後に各細目に按分された死傷者数を事故型別・起因物別に合計した。

細目別事故型・起因物別構成比上位5位の比較

※出典：「平成29年労働者死傷病報告」（休業4日以上）

着色箇所は方式変更に伴い順位が変動したもの、うち*が付されているものは上位5位から外れたか、上位5位に入ったことを表している。

事故型				起因物			
合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）		合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）	
9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業				9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業			
1	転倒	24.9%	転倒 25.3%	1	仮設物、建築物、構築物等	31.0%	仮設物、建築物、構築物等 31.1%
2	動作の反動・無理な動作	23.7%	動作の反動・無理な動作 25.1%	2	環境等	11.7%	環境等 11.7%
3	墜落・転落	16.4%	墜落・転落 15.8%	3	用具	9.6%	その他の起因物 9.3%
4	激突	6.2%	激突 5.7%	4	起因物なし	9.1%	用具 9.3%
5	激突され	5.4%	激突され 5.3%	5	その他の起因物	8.3%	起因物なし 8.9%
9420 洗たく、洗張又は染物の事業				9420 洗たく、洗張又は染物の事業			
1	転倒	30.8%	転倒 32.0%	1	仮設物、建築物、構築物等	34.1%	仮設物、建築物、構築物等 33.5%
2	墜落・転落	14.4%	はさまれ・巻き込まれ 15.6%	2	用具	9.2%	一般動力機械 10.9%
3	動作の反動・無理な動作	14.3%	動作の反動・無理な動作 14.3%	3	一般動力機械	8.3%	用具 9.2%
4	はさまれ・巻き込まれ	13.2%	墜落・転落 12.5%	4 *	乗物	7.4%	荷 8.7% *
5 *	交通事故（道路）	6.8%	激突 6.8% *	5	人力機械工具等	7.3%	人力機械工具等 7.6%
9421 理容、美容又は浴場の事業				9421 理容、美容又は浴場の事業			
1	転倒	37.4%	転倒 37.6%	1	仮設物、建築物、構築物等	40.9%	仮設物、建築物、構築物等 41.9%
2	動作の反動・無理な動作	15.9%	墜落・転落 15.3%	2	用具	10.4%	用具 11.1%
3	墜落・転落	13.6%	動作の反動・無理な動作 15.2%	3	起因物なし	10.1%	起因物なし 9.3%
4 *	交通事故（道路）	7.6%	切れ・こすれ 6.9%	4	乗物	8.6%	人力機械工具等 6.7%
5	切れ・こすれ	6.3%	激突 5.3% *	5	人力機械工具等	7.1%	乗物 6.1%
9422 物品賃貸業				9422 物品賃貸業			
1	転倒	26.5%	転倒 26.5%	1	仮設物、建築物、構築物等	33.2%	仮設物、建築物、構築物等 33.2%
2	墜落・転落	19.9%	墜落・転落 19.9%	2	用具	10.4%	用具 10.4%
3	動作の反動・無理な動作	12.9%	動作の反動・無理な動作 12.9%	3	動力運搬機	9.6%	動力運搬機 9.6%
4	はさまれ・巻き込まれ	9.6%	はさまれ・巻き込まれ 9.6%	4	乗物	9.0%	乗物 9.0%
5	交通事故（道路）	7.8%	交通事故（道路） 7.8%	5	材料	5.4%	材料 5.4%
9423 写真、物品預り等の事業				9423 写真、物品預り等の事業			
1	転倒	29.8%	転倒 28.8%	1	仮設物、建築物、構築物等	36.5%	仮設物、建築物、構築物等 35.5%
2	墜落・転落	18.6%	墜落・転落 18.9%	2	用具	9.9%	用具 10.1%
3	動作の反動・無理な動作	14.3%	動作の反動・無理な動作 13.9%	3	乗物	9.2%	乗物 9.2%
4	はさまれ・巻き込まれ	7.9%	はさまれ・巻き込まれ 8.4%	4 *	環境等	7.0%	動力運搬機 6.7% *
5	交通事故（道路）	7.8%	交通事故（道路） 7.8%	5	起因物なし	6.0%	起因物なし 5.8%

細目別事故型・起因物別構成比上位5位の比較

※出典：「平成29年労働者死傷病報告」（休業4日以上）

着色箇所は方式変更に伴い順位が変動したものの、うち*が付されているものは上位5位から外れたか、上位5位に入ったことを表している。

事故型			起因物		
合算方式（第1回検討会）			合算方式（第1回検討会）		
按分方式（今回）			按分方式（今回）		
9425 教育業			9425 教育業		
1	転倒	32.7%	1	仮設物、建築物、構築物等	35.5%
2	動作の反動・無理な動作	19.4%	2	起因物なし	12.9%
3	墜落・転落	18.2%	3	用具	10.3%
4	切れ・こすれ	6.2%	4	環境等	9.1%
5	激突	4.4%	5	乗物	6.9%
9426 研究又は調査の事業			9426 研究又は調査の事業		
1	転倒	32.6%	1	仮設物、建築物、構築物等	36.5%
2	動作の反動・無理な動作	19.3%	2	起因物なし	12.8%
3	墜落・転落	18.5%	3	用具	10.8%
4	切れ・こすれ	6.7%	4	環境等	9.2%
5	激突	4.6%	5	その他の起因物	6.8%
9431 医療業			9431 医療業		
1	転倒	37.1%	1	仮設物、建築物、構築物等	35.3%
2	動作の反動・無理な動作	31.1%	2	起因物なし	19.5%
3	墜落・転落	7.7%	3	その他の起因物	13.8%
4	激突	4.5%	4	用具	7.0%
5	その他	4.1%	5	人力機械工具等	6.1%
9432 社会福祉又は介護事業			9432 社会福祉又は介護事業		
1	動作の反動・無理な動作	34.1%	1	仮設物、建築物、構築物等	29.5%
2	転倒	33.1%	2	起因物なし	23.6%
3	墜落・転落	6.4%	3	その他の起因物	14.4%
4	交通事故（道路）	6.2%	4	乗物	7.3%
5	激突	4.4%	5	用具	6.0%
9433 幼稚園			9433 幼稚園		
1	転倒	32.6%	1	仮設物、建築物、構築物等	36.5%
2	動作の反動・無理な動作	19.3%	2	起因物なし	12.8%
3	墜落・転落	18.5%	3	用具	10.8%
4	切れ・こすれ	6.7%	4	環境等	9.2%
5	激突	4.6%	5	その他の起因物	6.8%

細目別事故型・起因物別構成比上位5位の比較

※出典：「平成29年労働者死傷病報告」（休業4日以上）

着色箇所は方式変更に伴い順位が変動したもの、うち*が付されているものは上位5位から外れたか、上位5位に入ったことを表している。

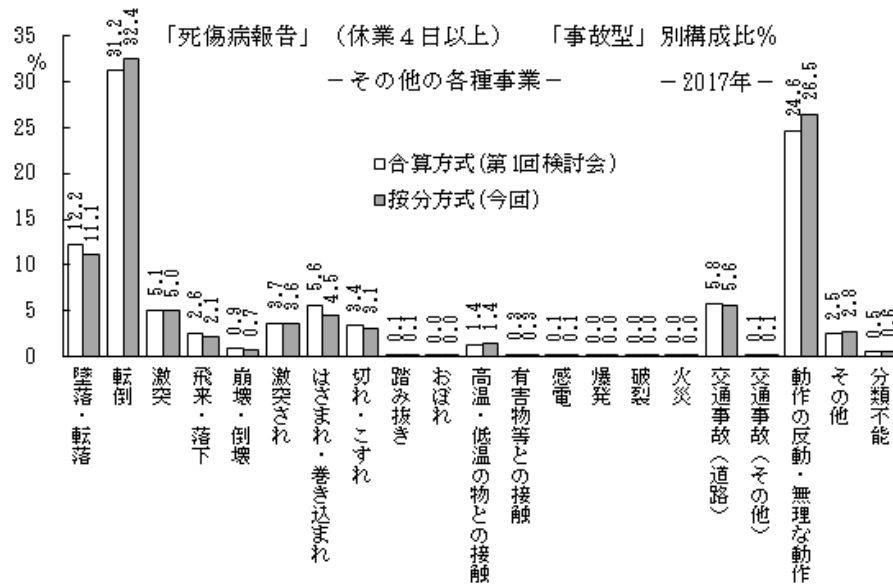
事故型				起因物			
合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）		合算方式（第1回検討会）		按分方式（今回）	
9434 保育所				9434 保育所			
1	動作の反動・無理な動作	34.1%	動作の反動・無理な動作	34.1%	1	仮設物、建築物、構築物等	29.5%
2	転倒	33.1%	転倒	33.1%	2	起因物なし	23.6%
3	墜落・転落	6.4%	墜落・転落	6.4%	3	その他の起因物	14.4%
4	交通事故（道路）	6.2%	交通事故（道路）	6.2%	4	乗物	7.3%
5	激突	4.4%	激突	4.4%	5	用具	6.0%
9435 認定こども園				9435 認定こども園			
1	転倒	33.1%	動作の反動・無理な動作	33.2%	1	仮設物、建築物、構築物等	30.2%
2	動作の反動・無理な動作	32.6%	転倒	33.1%	2	起因物なし	22.5%
3	墜落・転落	7.6%	墜落・転落	7.1%	3	その他の起因物	13.6%
4	交通事故（道路）	5.9%	交通事故（道路）	6.0%	4	乗物	7.0%
5	激突	4.4%	激突	4.4%	5	用具	6.4%
9436 情報サービス業				9436 情報サービス業			
1	転倒	38.6%	転倒	36.8%	1	仮設物、建築物、構築物等	45.7%
2	動作の反動・無理な動作	18.1%	墜落・転落	17.7%	2	起因物なし	15.7%
3	墜落・転落	17.3%	動作の反動・無理な動作	17.7%	3	乗物	7.1%
4	交通事故（道路）	7.9%	交通事故（道路）	7.5%	4	用具	6.3%
5	はさまれ・巻き込まれ	4.7%	はさまれ・巻き込まれ	5.0%	5	その他の起因物	6.3%
9416 前各項に該当しない事業				9416 前各項に該当しない事業			
1	転倒	27.3%	転倒	29.4%	1	仮設物、建築物、構築物等	32.1%
2	墜落・転落	18.8%	墜落・転落	18.7%	2	用具	9.9%
3	動作の反動・無理な動作	14.6%	動作の反動・無理な動作	14.2%	3 *	動力運搬機	8.5%
4	はさまれ・巻き込まれ	8.8%	はさまれ・巻き込まれ	8.0%	4	乗物	7.5%
5	交通事故（道路）	6.6%	交通事故（道路）	7.7%	5	起因物なし	6.8%

9434 保育所				9434 保育所			
1	動作の反動・無理な動作	34.1%	動作の反動・無理な動作	34.1%	1	仮設物、建築物、構築物等	29.5%
2	転倒	33.1%	転倒	33.1%	2	起因物なし	23.6%
3	墜落・転落	6.4%	墜落・転落	6.4%	3	その他の起因物	14.4%
4	交通事故（道路）	6.2%	交通事故（道路）	6.2%	4	乗物	7.3%
5	激突	4.4%	激突	4.4%	5	用具	6.0%
9435 認定こども園				9435 認定こども園			
1	転倒	33.1%	動作の反動・無理な動作	33.2%	1	仮設物、建築物、構築物等	30.2%
2	動作の反動・無理な動作	32.6%	転倒	33.1%	2	起因物なし	22.5%
3	墜落・転落	7.6%	墜落・転落	7.1%	3	その他の起因物	13.6%
4	交通事故（道路）	5.9%	交通事故（道路）	6.0%	4	乗物	7.0%
5	激突	4.4%	激突	4.4%	5	用具	6.4%
9436 情報サービス業				9436 情報サービス業			
1	転倒	38.6%	転倒	36.8%	1	仮設物、建築物、構築物等	45.7%
2	動作の反動・無理な動作	18.1%	墜落・転落	17.7%	2	起因物なし	15.7%
3	墜落・転落	17.3%	動作の反動・無理な動作	17.7%	3	乗物	7.1%
4	交通事故（道路）	7.9%	交通事故（道路）	7.5%	4	用具	6.3%
5	はさまれ・巻き込まれ	4.7%	はさまれ・巻き込まれ	5.0%	5	その他の起因物	6.3%
9416 前各項に該当しない事業				9416 前各項に該当しない事業			
1	転倒	27.3%	転倒	29.4%	1	仮設物、建築物、構築物等	32.1%
2	墜落・転落	18.8%	墜落・転落	18.7%	2	用具	9.9%
3	動作の反動・無理な動作	14.6%	動作の反動・無理な動作	14.2%	3 *	動力運搬機	8.5%
4	はさまれ・巻き込まれ	8.8%	はさまれ・巻き込まれ	8.0%	4	乗物	7.5%
5	交通事故（道路）	6.6%	交通事故（道路）	7.7%	5	起因物なし	6.8%

94 その他の各種事業

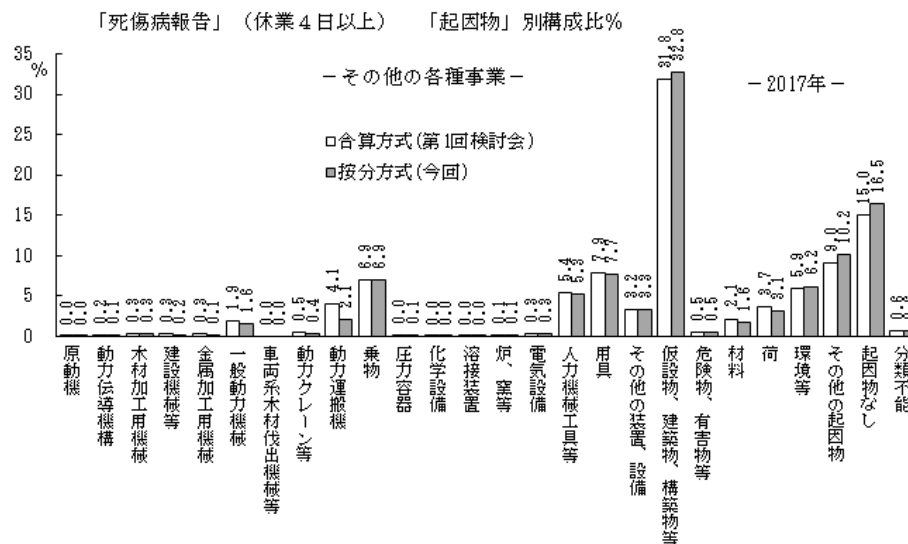
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

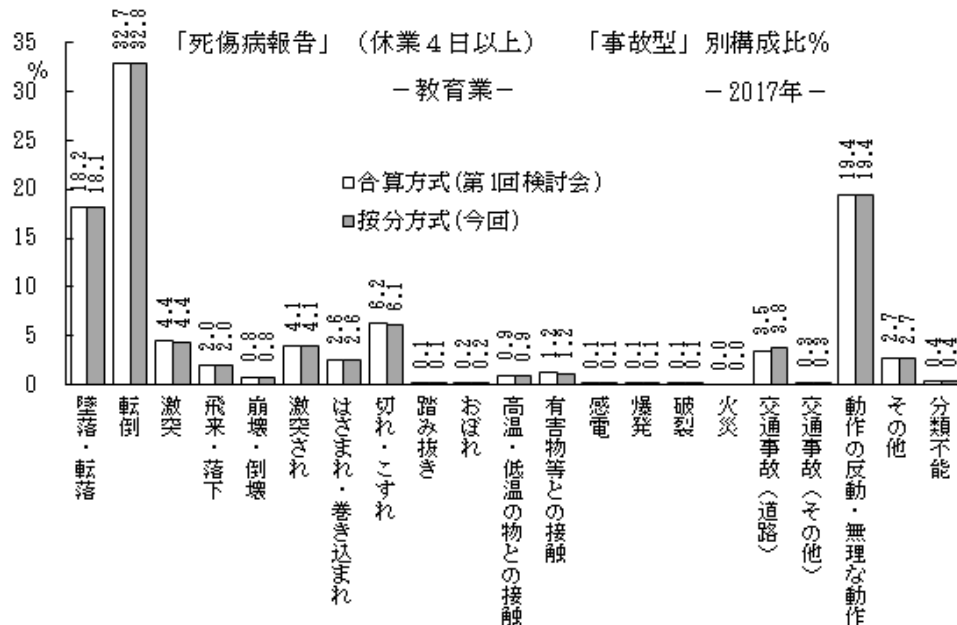


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「8. 1. 9 その他の卸売業」、「8. 4. 9 その他（その他の商業）」、「9. 2. 9 その他の広告・あつせん業」、「12. 1. 9 その他の教育研究業」、「14. 3. 9 その他（その他の接客娯楽業）」、「16. 1. 1 官公署」及び「17. 2. 9 その他（その他の事業）」のデータを組み替えて作成したものである。

9425 教育業

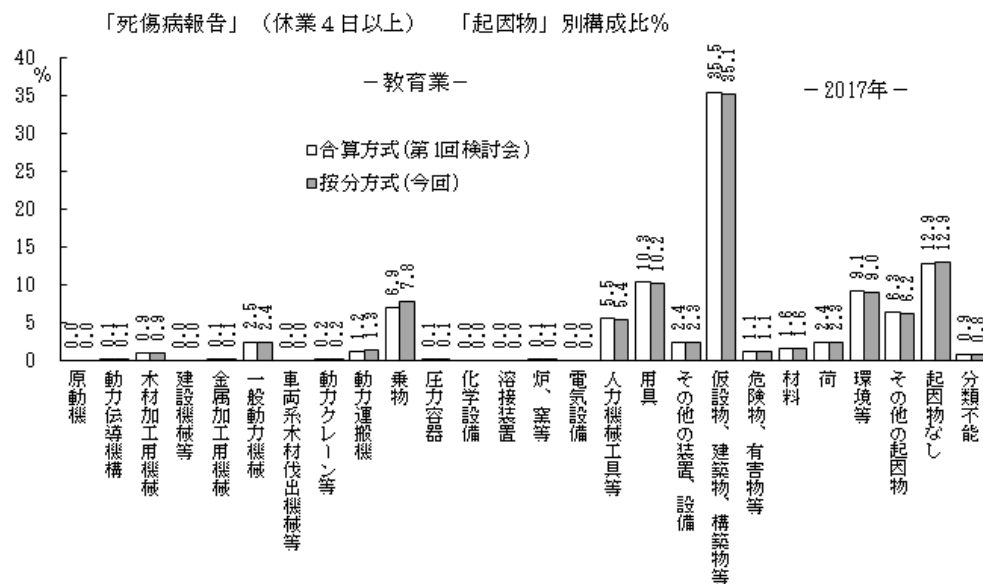
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

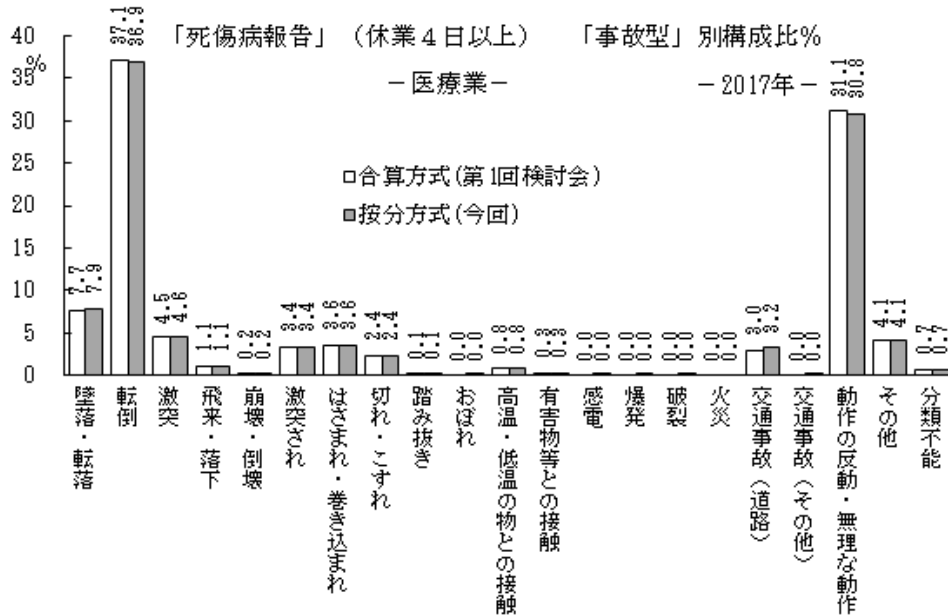


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.1 自動車教習所」及び「12.1.9 その他の教育研究業」のデータを組み替えて作成したものである。

9431 医療業

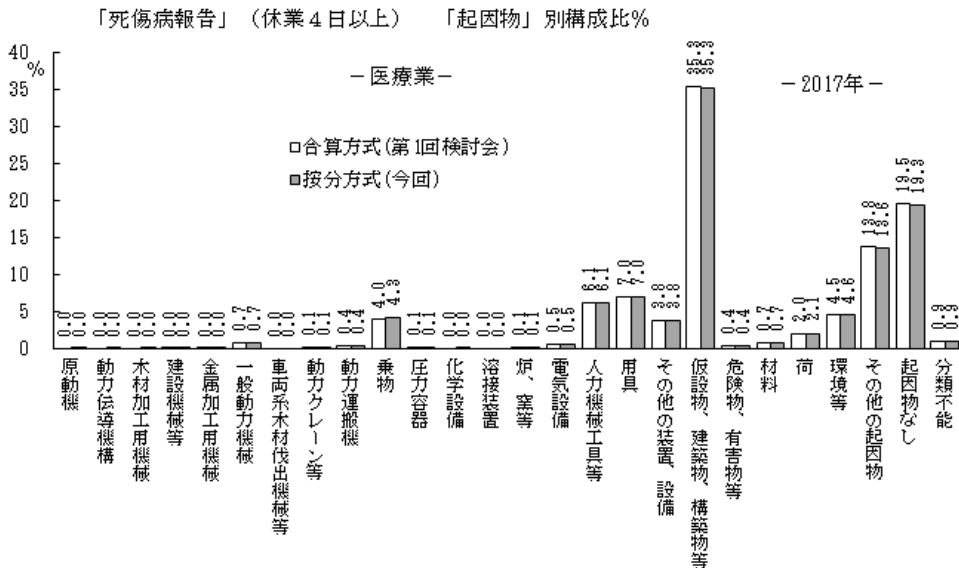
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

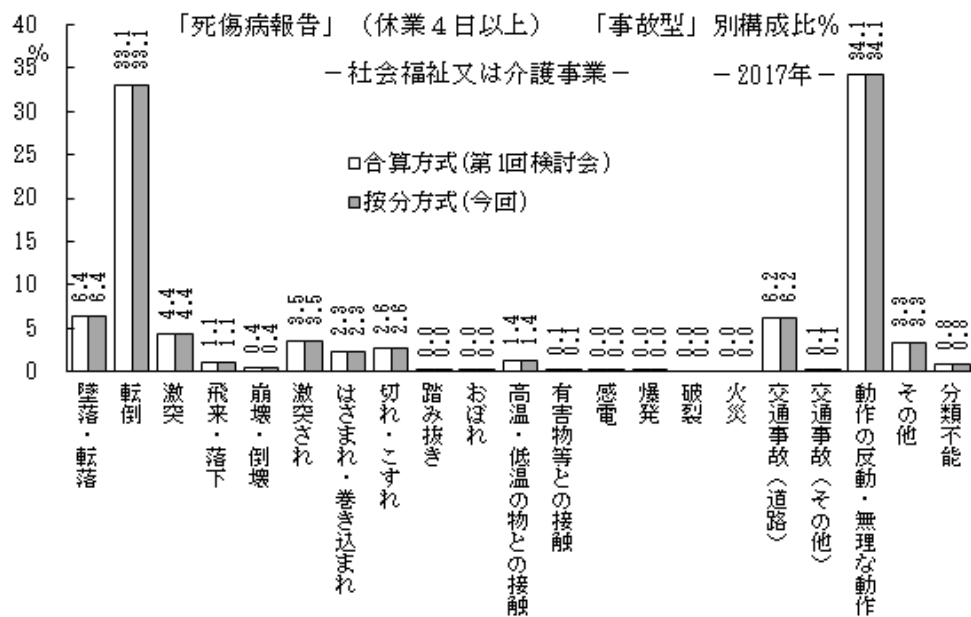


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13.1.1 病院」、「13.1.2 一般診療所」及び「13.1.9 その他医療保健業」のデータを組み替えて作成したものである。

9432 社会福祉又は介護事業

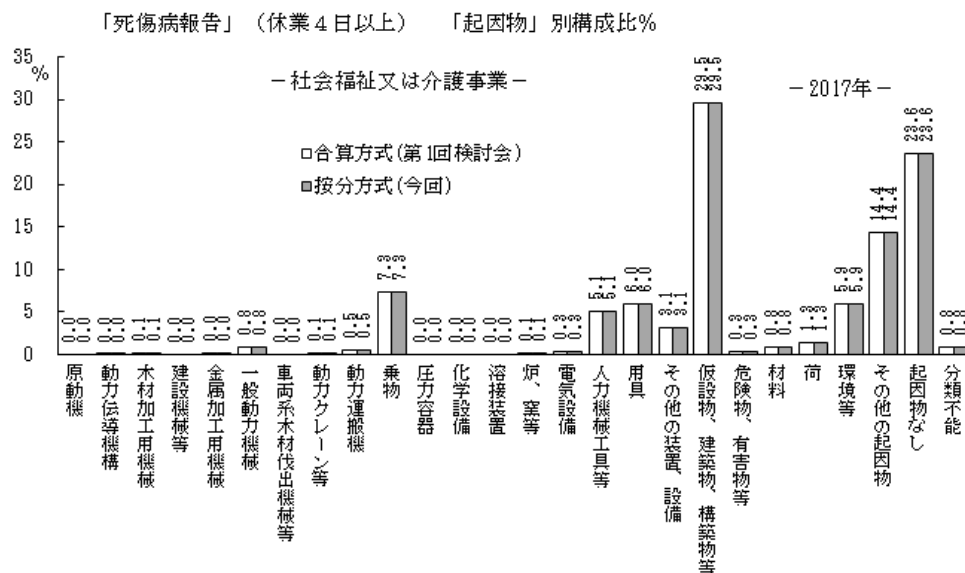
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

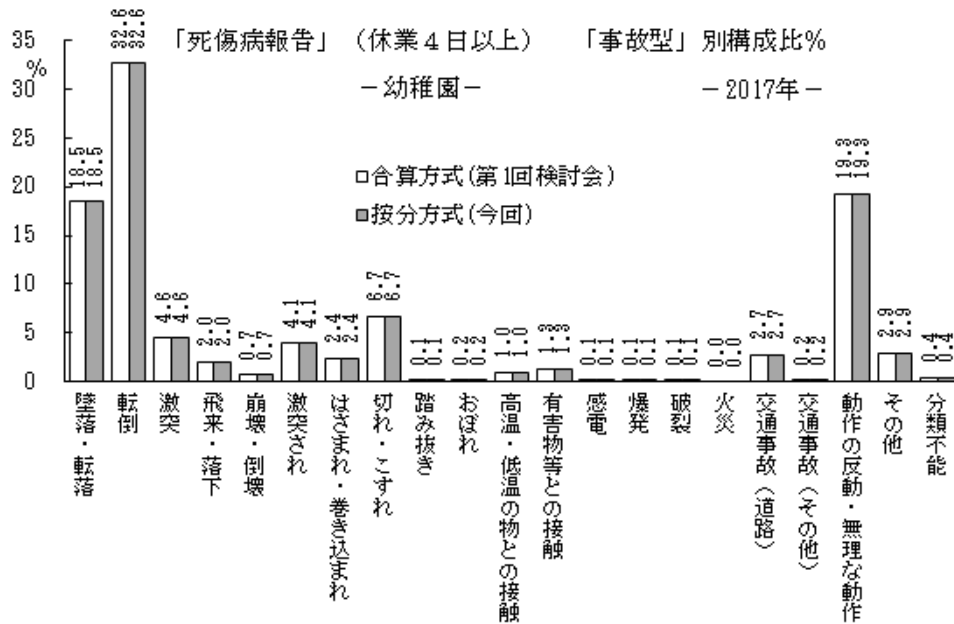


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13. 2. 1 社会福祉施設」のデータを組み替えて作成したものである。

9433 幼稚園

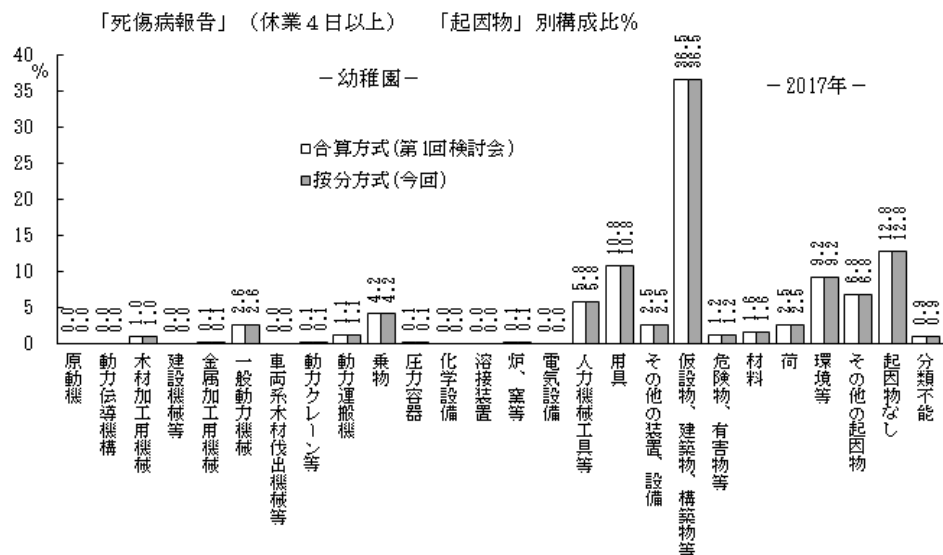
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

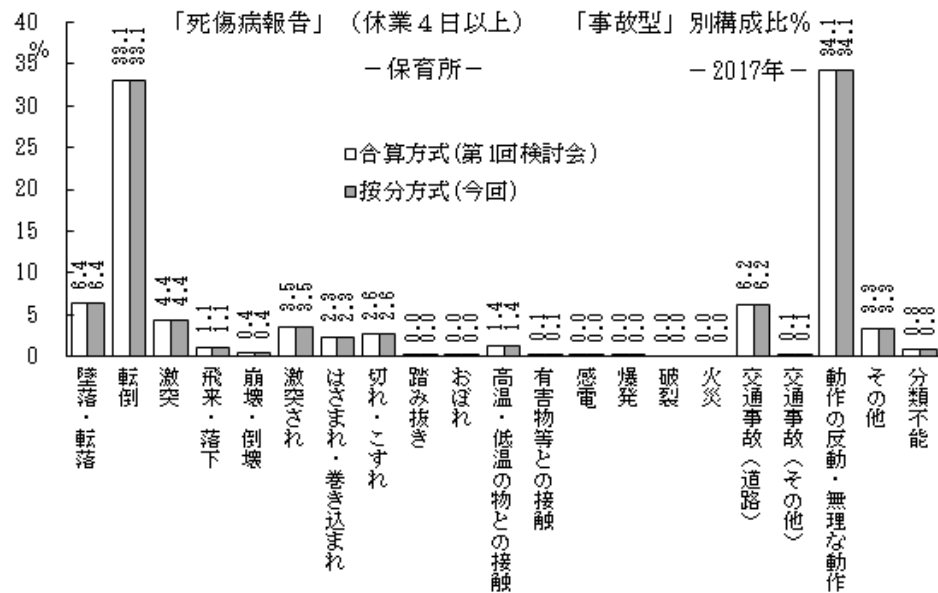


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.9 その他の教育研究業」のデータを組み替えて作成したものである。

9434 保育所

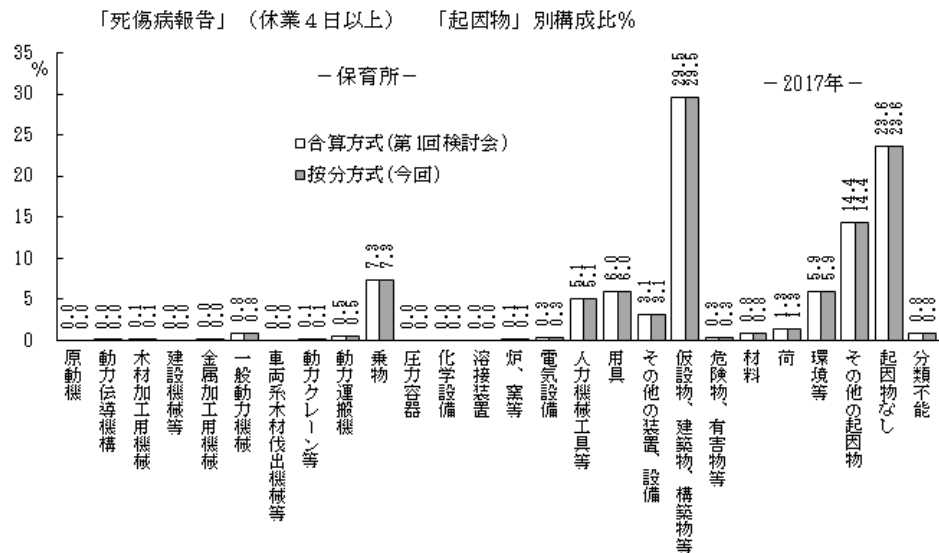
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

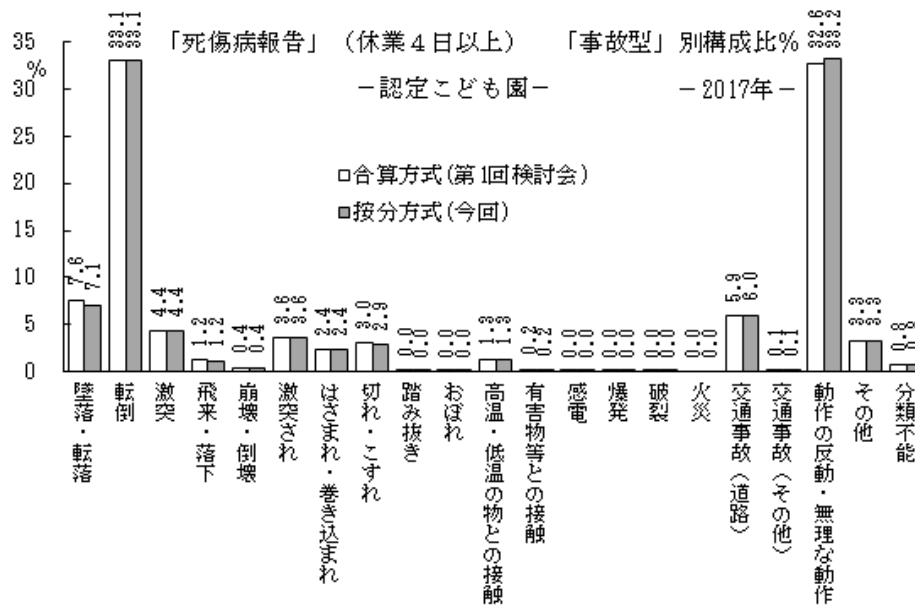


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「13. 2. 1 社会福祉施設」のデータを組み替えて作成したものである。

9435 認定こども園

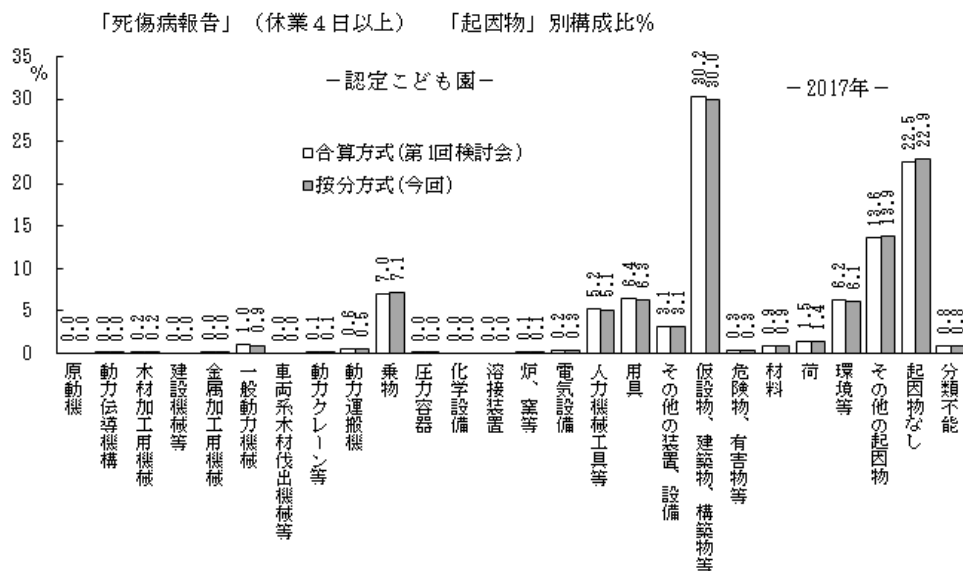
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告

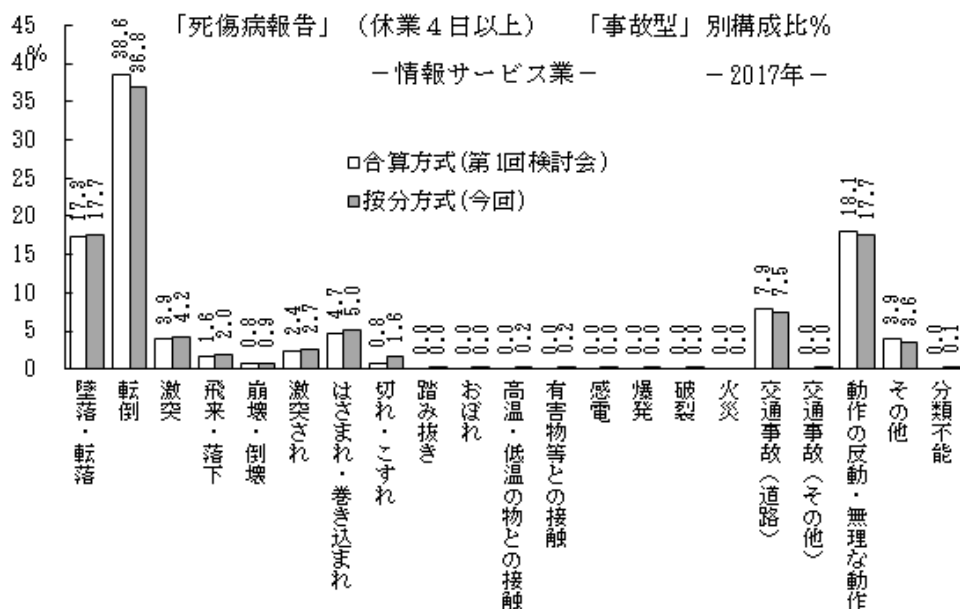


(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.9 その他の教育研究業」及び「13.2.1 社会福祉施設」のデータを組み替えて作成したものである。

9436 情報サービス業

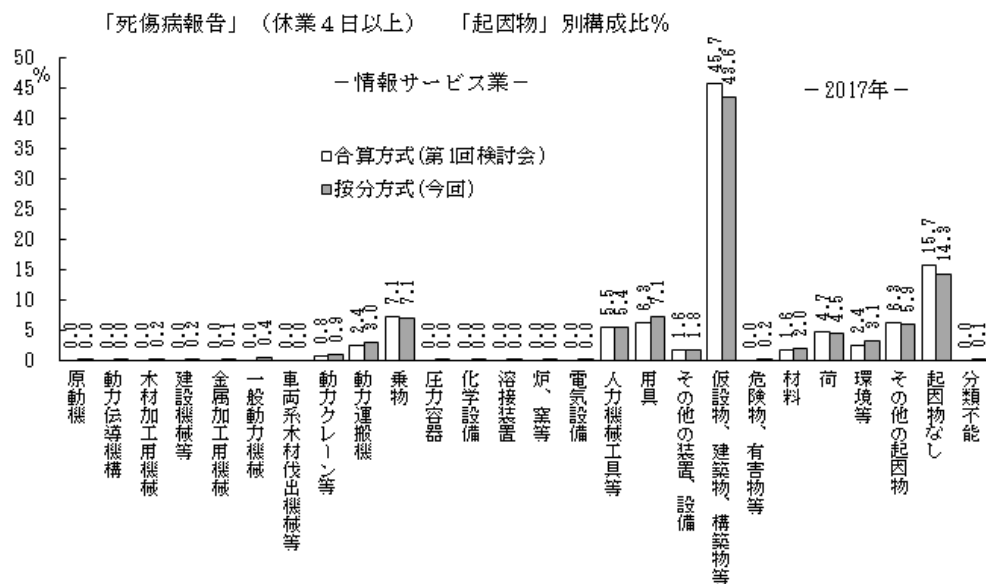
死傷病報告 事故型別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



死傷病報告 起因物別構成比

※出典：平成 29 年労働者死傷病報告



(注) 上記のグラフは、事務局において、安全衛生統計の分類「12.1.2 ソフトウェア業」及び「17.2.2 情報処理サービス業」のデータを組み替えて作成したものである。

安全衛生統計の分類と労災保険率適用事業細目の対応関係

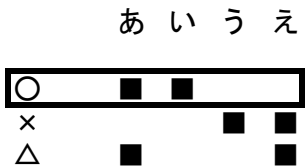
安全衛生統計の分類			労災保険率適用事業細目																
			9411 広告、興 信、紹介 又は案内 の事業	9412 速記、筆 耕、謄写 印刷又は 青写真業	9418 映画の製 作、演劇 等の事業	9419 劇場、遊 戯場その 他の娯楽 の事業	9420 洗たく、 洗張又は 染物の事 業	9421 理容、美 容又は浴 場の事業	9422 物品賃貸 業	9423 写真、物 品預り等 の事業	9425 教育業	9426 研究又は 調査の事 業	9431 医療業	9432 社会福祉 又は介護 事業	9433 幼稚園	9434 保育所	9435 認定こど も園	9436 情報サー ビス業	9416 前各項に 該当しな い事業
安全衛生統計の分類			3	1	3	4	3	4	1	1	2	1	3	1	1	1	2	2	7
1. 17. 3	クリーニング業	1				○													
8. 1. 9	その他の卸売業	1																	○
8. 3. 1	理容業	1					○												
8. 3. 2	美容業	1					○												
8. 4. 9	その他（その他の商業）	2						○											○
9. 2. 1	旅行業	1	○																
9. 2. 9	その他の広告・あっせん業	3	○			○													○
10. 1. 1	映画製作・配給業	1			○														
10. 1. 2	映画館	1				○													
10. 1. 9	その他の映画・演劇業	2			○	○													
12. 1. 1	自動車教習所	1								○									
12. 1. 2	ソフトウェア業	1																○	
12. 1. 9	その他の教育研究業	5								○	○			○		○			○
13. 1. 1	病院	1										○							
13. 1. 2	一般診療所	1										○							
13. 1. 9	その他の医療保健業	1										○							
13. 2. 1	社会福祉施設	3											○		○	○			
13. 3. 1	浴場業	1						○											
13. 3. 9	その他（その他の保健衛生業）	2				○	○												
14. 3. 2	公園・遊園地	1				○													
14. 3. 9	その他（その他の接客娯楽業）	3			○	○													○
16. 1. 1	官公署	1																	○
17. 2. 2	情報処理サービス業	1																○	
17. 2. 9	その他（その他の事業）	4	○	○						○									○

※本資料は、検討会資料として事務局が作成したものである。

平成29年労働者死傷病報告（休業4日以上）の按分方法

- (1) 労災保険率適用事業細目と平成26年経済センサス産業分類（JSIC準拠）、安衛統計分類の対応関係を作成する（多対多）。
(2) 上記(1)に基づき、細目別の平成28年度新規受給者数を、平成26年度経済センサス雇用者数（役員及び雇用者）に応じて按分する。

細目	JSIC
○	あ
○	い
×	う
×	え
△	え
△	あ
...	...

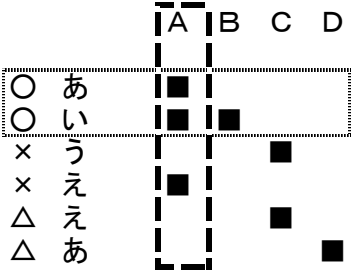


左記の表の対応関係を例にとると、平成28年度業災新規受給者数と平成26年経済センサス雇用者数について、

- ・細目「○」の新規受給者数を、経済センサス「あ」と「い」の雇用者数構成比で分解する。
- ・細目「×」の新規受給者数を、経済センサス「う」と「え」の雇用者数構成比で分解する。
- ・細目「△」の新規受給者数を、経済センサス「あ」と「え」の雇用者数構成比で分解する。

- (3) 上記(2)で分解した細目別新規受給者数を、3つの分類の対応関係に当てはめる。

細目	JSIC	安衛統計分類
○	あ	A
○	い	A
○	い	B
×	う	C
×	え	A
△	え	C
△	あ	D
...	...	...



- (4) 上記(3)に基づき、平成29年労働者死傷病報告（休業4日以上）を、細目別の新規受給者数に応じて按分する。
- ・安衛統計分類「A」の休業4日以上件数を、「○あ」、「○い」、「×え」の新規受給者数構成比で分解する。
 - ・安衛統計分類「B」の休業4日以上件数を、「○い」に割り当てる。
 - ・安衛統計分類「C」の休業4日以上件数を、「×う」と「△え」の新規受給者数構成比で分解する。
 - ・安衛統計分類「D」の休業4日以上件数を、「△あ」に割り当てる。

- (5) 上記(4)で分解した休業4日以上件数を、細目「○」、「×」、「△」毎に集計する。
- ・細目「○」に属する休業4日以上件数は、「A」の一部（「○あ」「○い」に応じた部分）と、「B」の合計となる。
 - ・細目「×」に属する休業4日以上件数は、「A」の一部（「×え」に応じた部分）と、「C」の一部（「×う」に応じた部分）の合計となる。
 - ・細目「△」に属する休業4日以上件数は、「C」の一部（「△え」に応じた部分）と、「D」の合計となる。

細目別にみた職業構成

（注）

資料 1-3 は、労災保険の業種区分が作業態様も勘案して設定されることを踏まえ、作業態様を特徴付ける要素の一つである「職業構成」に着目して作成したものである。具体的には、国勢調査による各産業の職業別雇用者数を、産業に対応する各細目に、細目の労災保険適用労働者数で比例按分した推計値である（詳細 33 頁）。このため例えば、国勢調査で産業分類が大括りになっている「81a 学校教育（専修学校、各種学校を除く）」に対応する細目として、「9433 幼稚園」と「9435 認定こども園」にも、「81a 学校教育（専修学校、各種学校）」の職業構成が反映される。このような統計データの制約等に利用上特に留意する必要がある。（※この注釈は、第 2 回検討会における委員指摘を踏まえ、追記したものであり、当日配付資料には含まれていない。）

各細目における主な職業構成

94 その他の各種事業

順位	職業	構成比
1	C25c その他の一般事務従事者	12.1%
2	B133 看護師（准看護師を含む）	7.5%
3	E361 介護職員（医療・福祉施設等）	7.4%
4	C257 総合事務員	5.1%
5	B163 保育士	3.2%
6	B10a システムコンサルタント・設計者	2.7%
7	B16a その他の社会福祉専門職業従事者	2.6%
8	C25a 庶務・人事事務員	2.4%
9	B192 小学校教員	2.4%
10	C26a 会計事務従事者	2.2%

9425 教育業

順位	職業	構成比
1	B192 小学校教員	16.1%
2	B19a 高等学校教員	10.7%
3	B193 中学校教員	9.3%
4	C25c その他の一般事務従事者	7.0%
5	B19c 大学教員	6.9%
6	C257 総合事務員	6.9%
7	B24s 個人教師（学習指導）	5.7%
8	B199 その他の教員	4.3%
9	B191 幼稚園教員	4.3%
10	B196 特別支援学校教員	2.9%

9431 医療業

順位	職業	構成比
1	B133 看護師（准看護師を含む）	30.7%
2	C25c その他の一般事務従事者	9.3%
3	E361 介護職員（医療・福祉施設等）	8.6%
4	B121 医師	6.0%
5	E37a その他の保健医療サービス職業従事者	4.5%
6	C257 総合事務員	3.9%
7	E371 看護助手	3.8%
8	C254 受付・案内事務員	3.7%
9	B144 理学療法士，作業療法士	3.3%
10	B146 歯科衛生士	2.8%

（注）「資料１－３」の作成方法（詳細は33頁）

各細目の職業構成は、平成27年国勢調査による産業別、職業別雇用者数（役員及び雇用者）を基に推計した。具体的には、細目と国勢調査産業分類（日本標準産業分類に準拠）の対応関係を整理の上、国勢調査による産業別・職業別雇用者数を、当該国勢調査産業分類に対応する細目の適用労働者数に比例させて各細目に按分した。

一つの国勢調査産業分類の各職業の雇用者数は、同じ構成比で各細目に按分しているため、例えば、国勢調査産業分類「81a 学校教育（専修学校，各種学校を除く）」に対応する細目「9433幼稚園」と「9435認定こども園」には、「81a学校教育」の職業構成が反映されることになる。

各細目における主な職業構成

9432 社会福祉又は介護事業

順位	職業	構成比
1	E361 介護職員（医療・福祉施設等）	35.9%
2	B163 保育士	16.6%
3	B16a その他の社会福祉専門職業従事者	13.0%
4	E391 調理人	5.8%
5	B133 看護師（准看護師を含む）	5.7%
6	E429 他に分類されないサービス職業従事者	5.3%
7	C257 総合事務員	2.4%
8	C25c その他の一般事務従事者	2.0%
9	I61a 自動車運転従事者	1.6%
10	E362 訪問介護従事者	1.4%

9433 幼稚園

順位	職業	構成比
1	B192 小学校教員	23.1%
2	B19a 高等学校教員	15.4%
3	B193 中学校教員	13.3%
4	B19c 大学教員	9.9%
5	C257 総合事務員	7.1%
6	B191 幼稚園教員	6.1%
7	C25c その他の一般事務従事者	4.8%
8	B196 特別支援学校教員	4.1%
9	E429 他に分類されないサービス職業従事者	2.8%
10	K739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	2.2%

9434 保育所

順位	職業	構成比
1	B163 保育士	57.4%
2	E429 他に分類されないサービス職業従事者	17.1%
3	B16a その他の社会福祉専門職業従事者	7.5%
4	E391 調理人	7.3%
5	B151 栄養士	1.6%
6	B133 看護師（准看護師を含む）	1.5%
7	C257 総合事務員	1.4%
8	C25c その他の一般事務従事者	1.1%
9	E361 介護職員（医療・福祉施設等）	0.8%
10	K739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	0.7%

9435 認定こども園

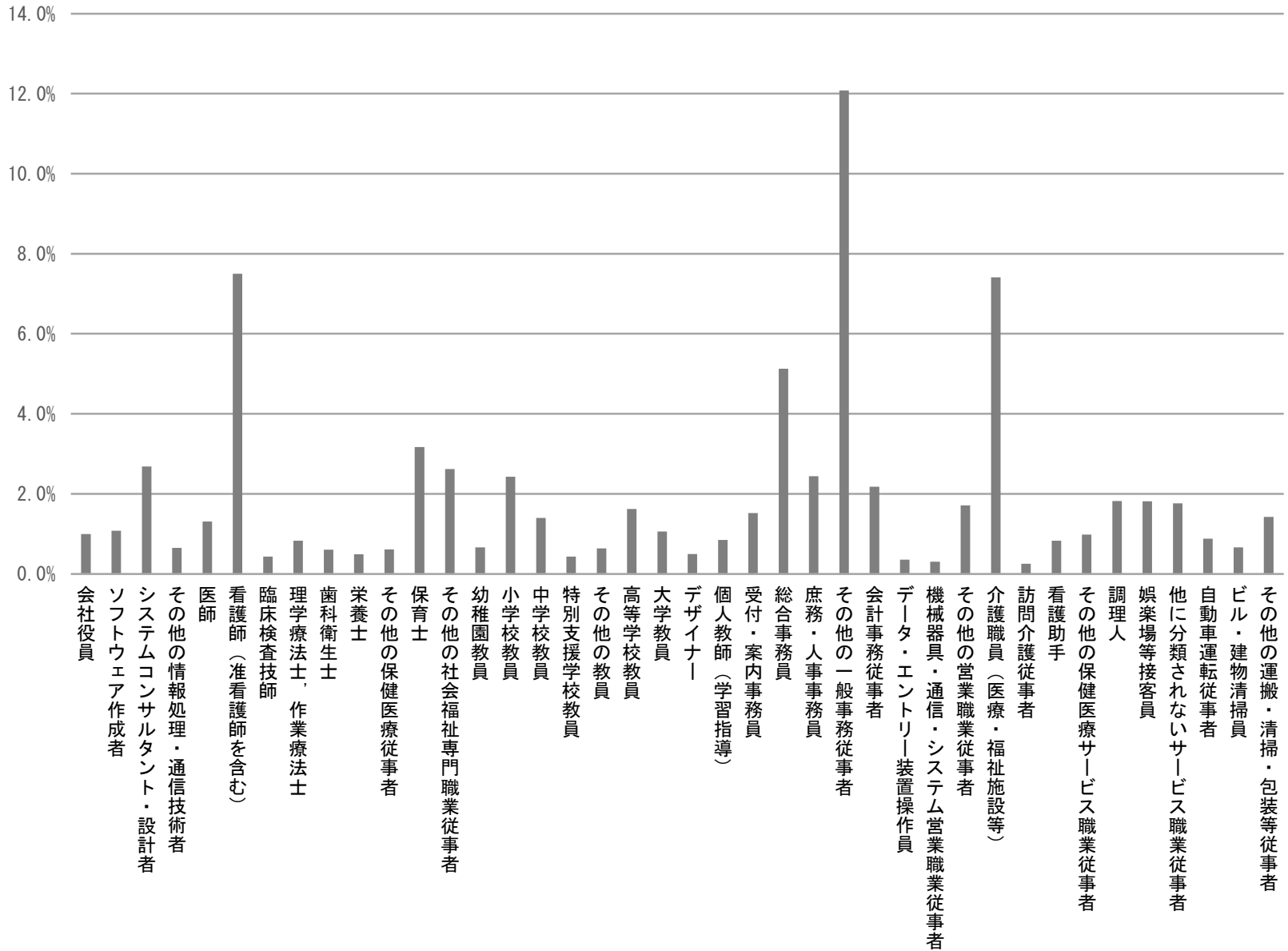
順位	職業	構成比
1	B163 保育士	24.7%
2	B192 小学校教員	13.5%
3	B19a 高等学校教員	9.0%
4	E429 他に分類されないサービス職業従事者	8.7%
5	B193 中学校教員	7.8%
6	B19c 大学教員	5.8%
7	C257 総合事務員	4.8%
8	E391 調理人	4.3%
9	B191 幼稚園教員	3.7%
10	C25c その他の一般事務従事者	3.3%

各細目における主な職業構成

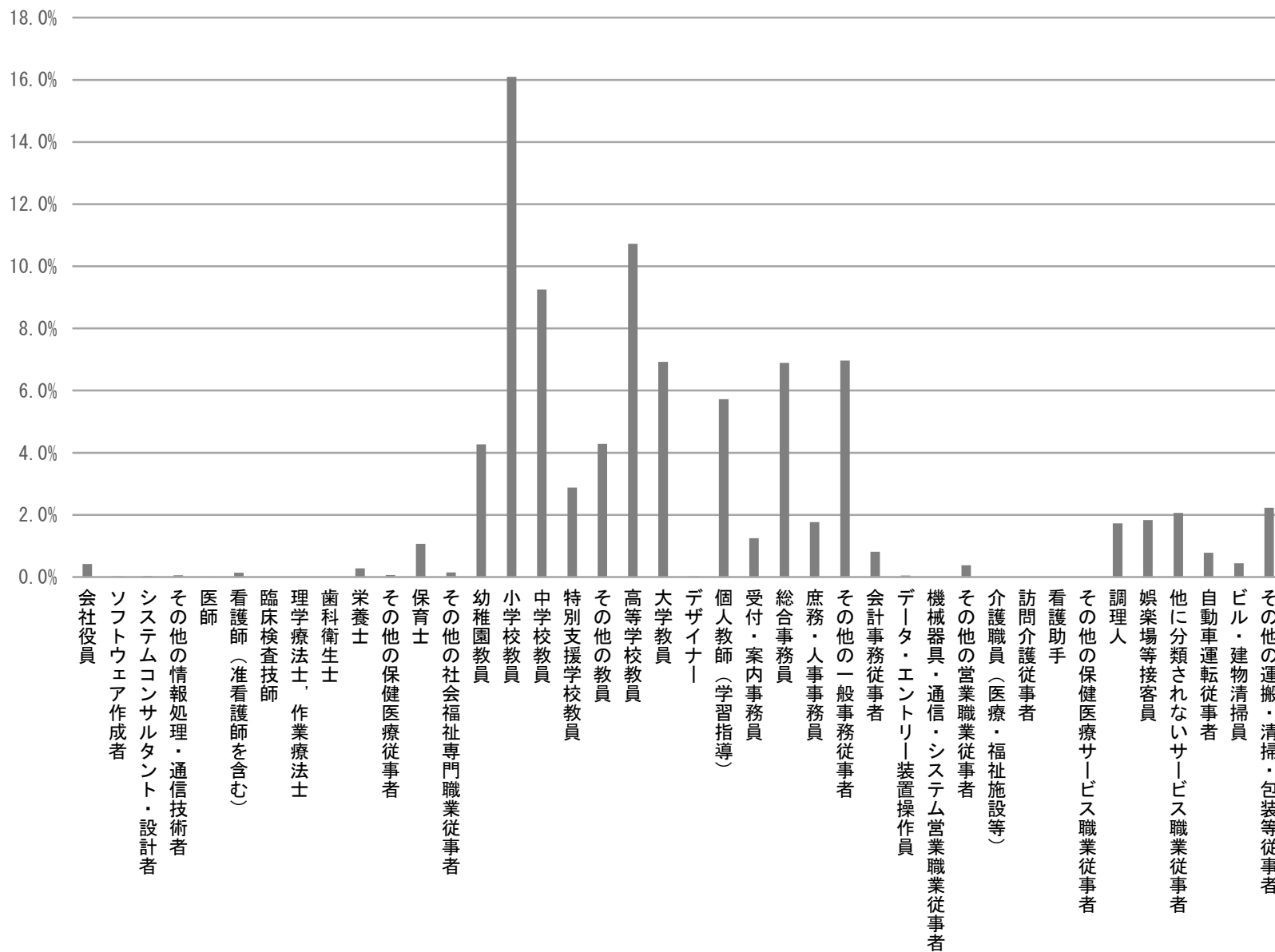
9436 情報サービス業

順位	職業	構成比
1	B10a システムコンサルタント・設計者	38.5%
2	B104 ソフトウェア作成者	15.2%
3	C25c その他の一般事務従事者	8.7%
4	B10c その他の情報処理・通信技術者	8.0%
5	C257 総合事務員	4.2%
6	D34a 機械器具・通信・システム営業職業従事者	3.8%
7	D34c その他の営業職業従事者	3.3%
8	A021 会社役員	2.8%
9	B224 デザイナー	2.6%
10	C25a 庶務・人事事務員	2.3%

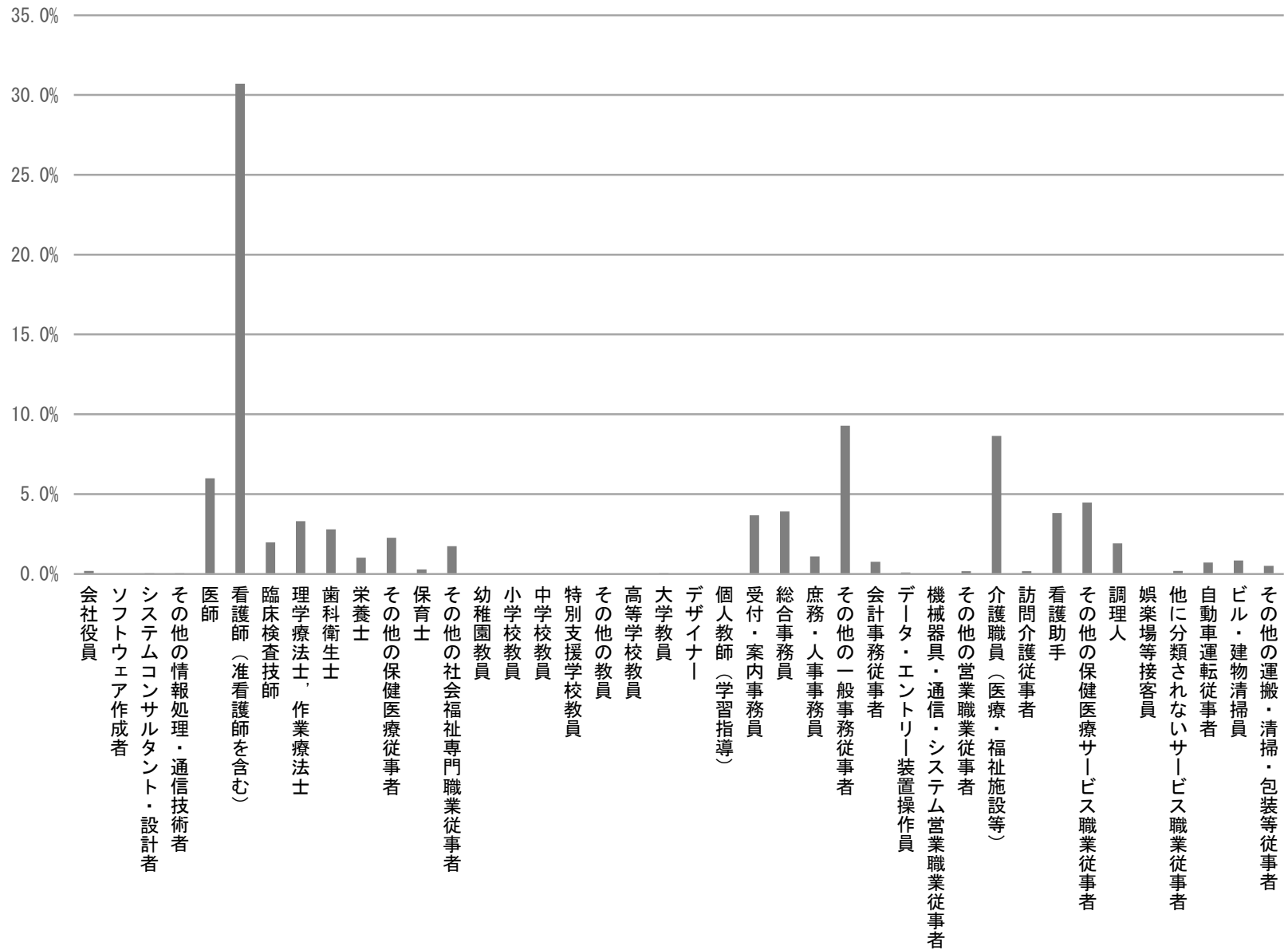
94その他の各種事業の職業構成



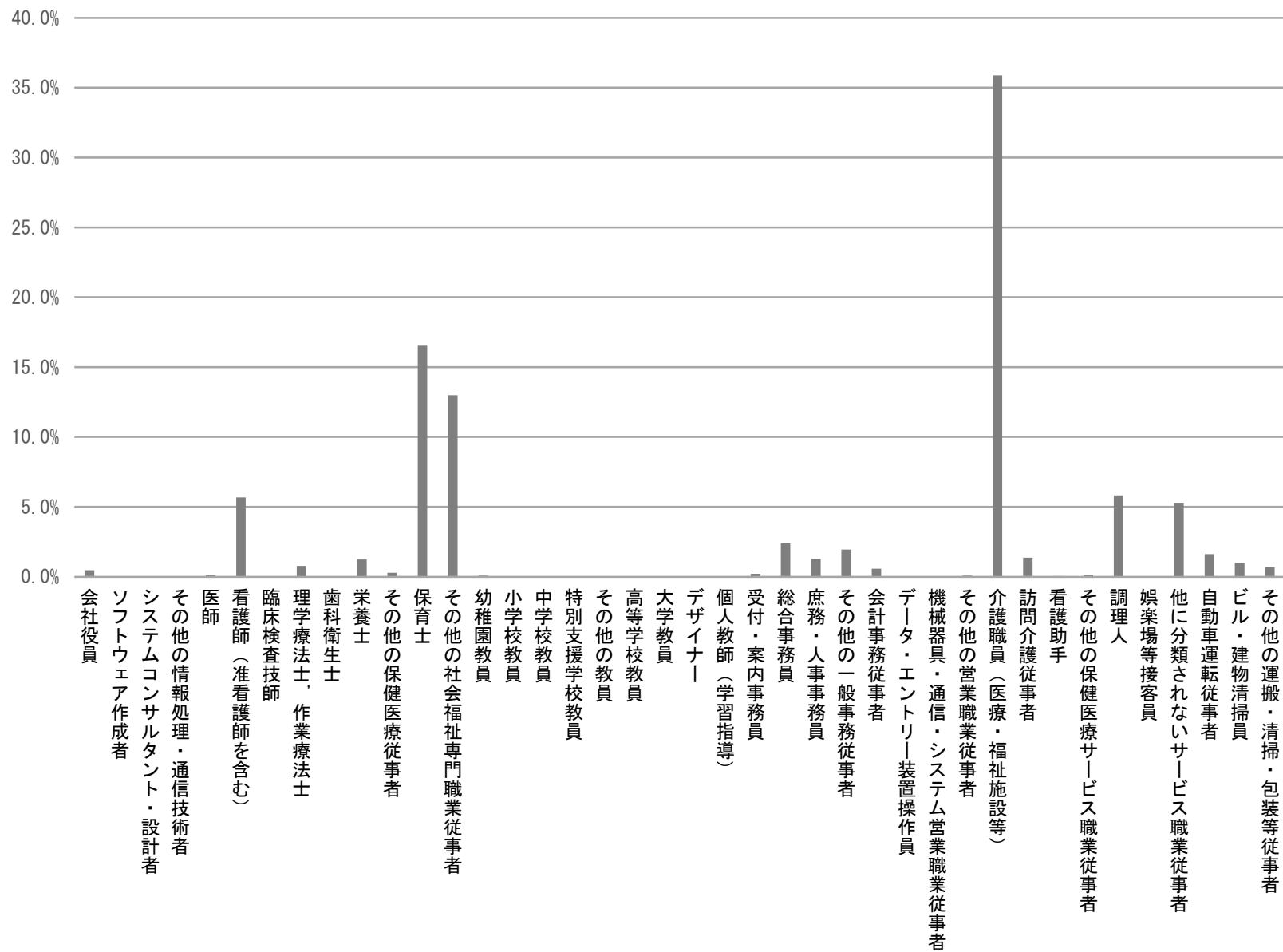
9425教育業の職業構成



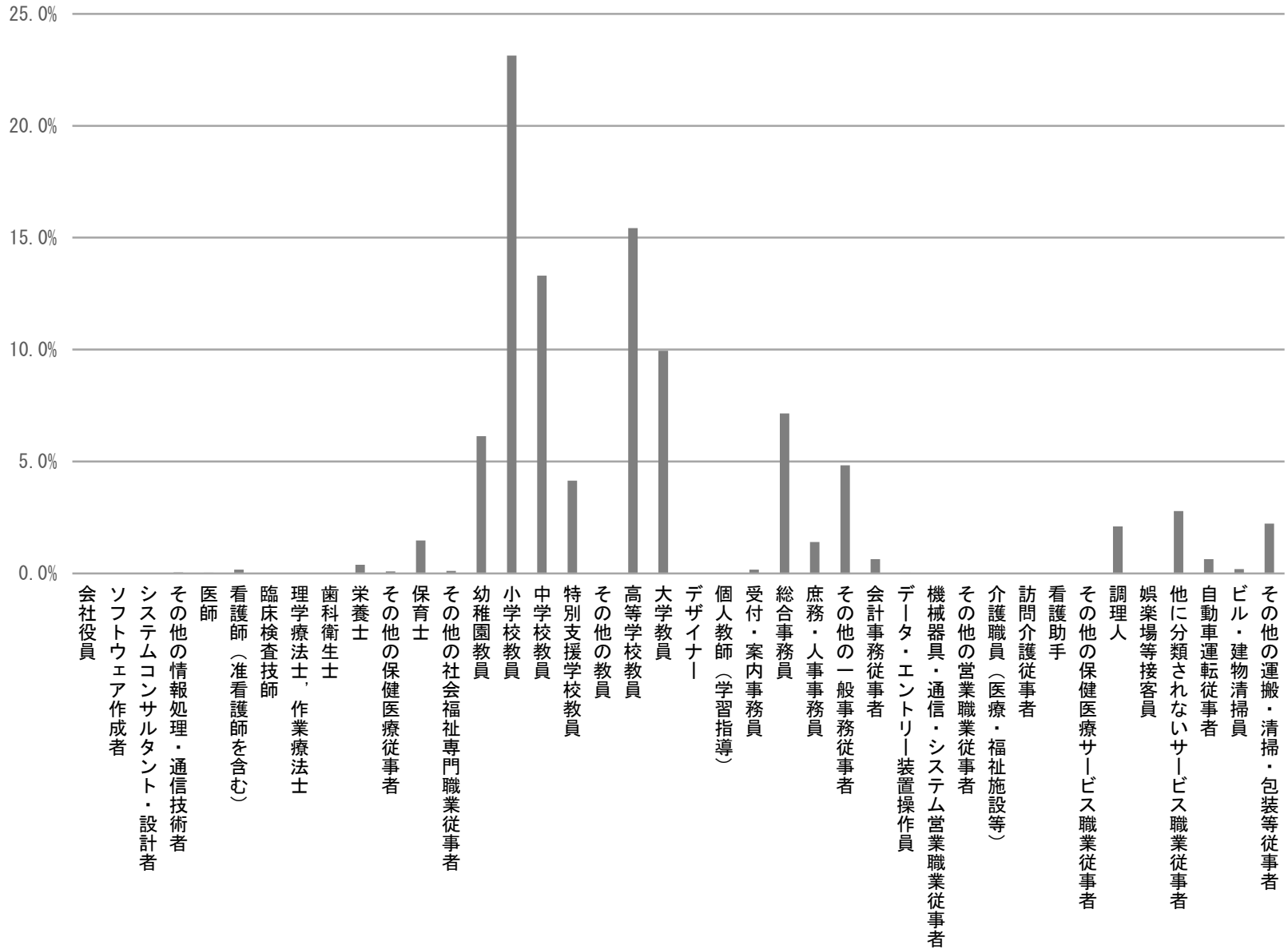
9431医療業の職業構成



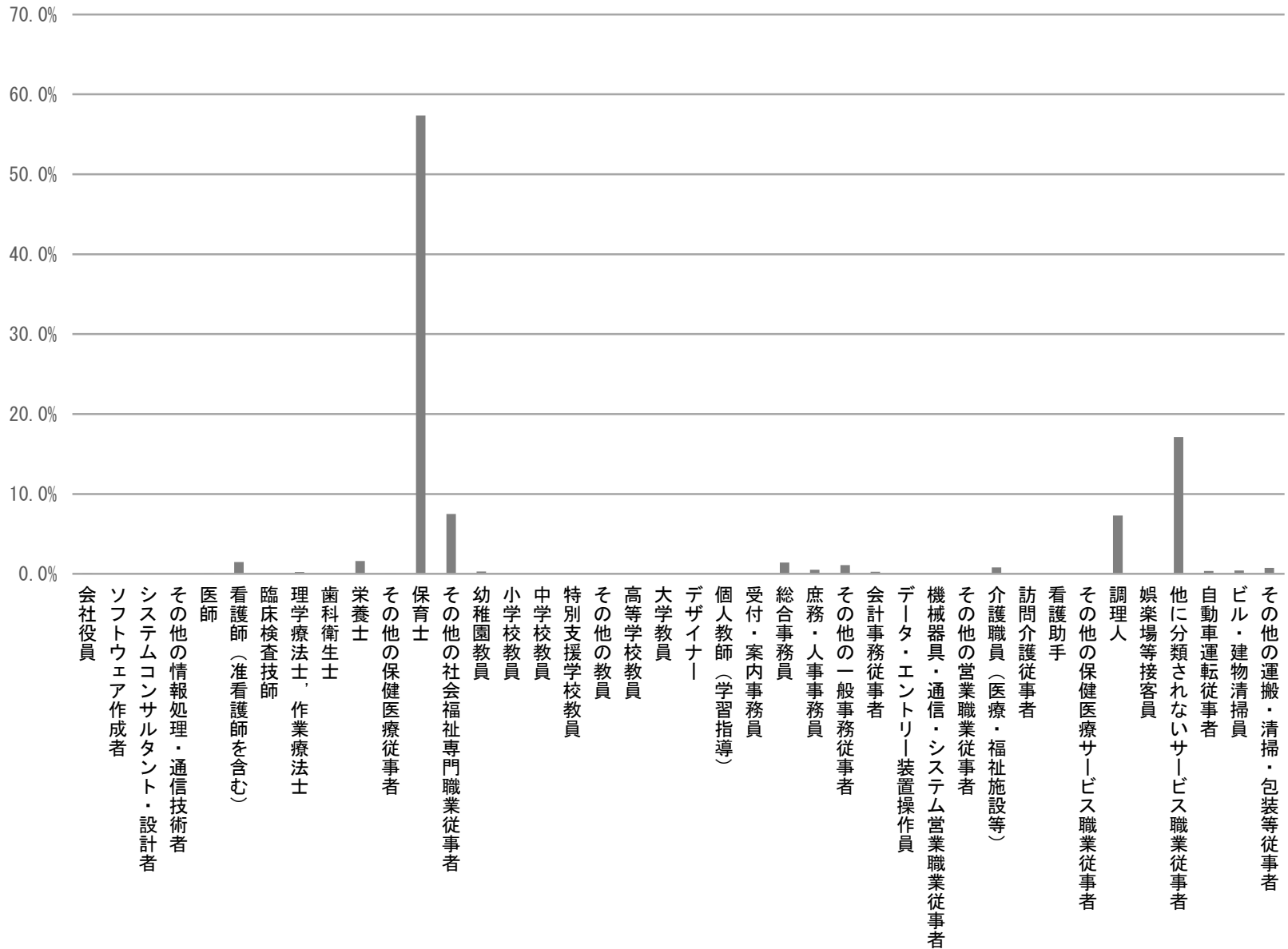
9432社会福祉又は介護事業の職業構成



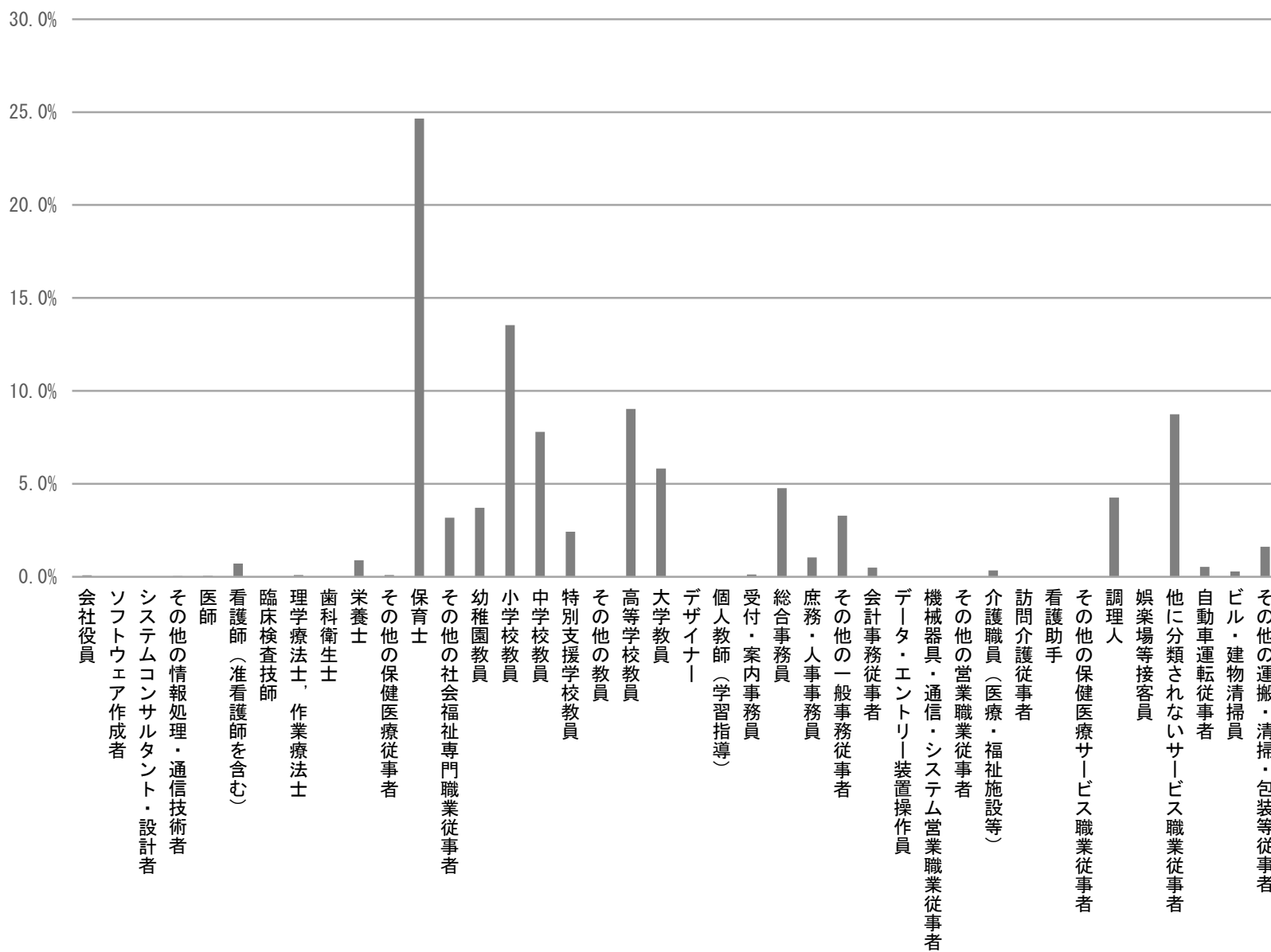
9433幼稚園の職業構成



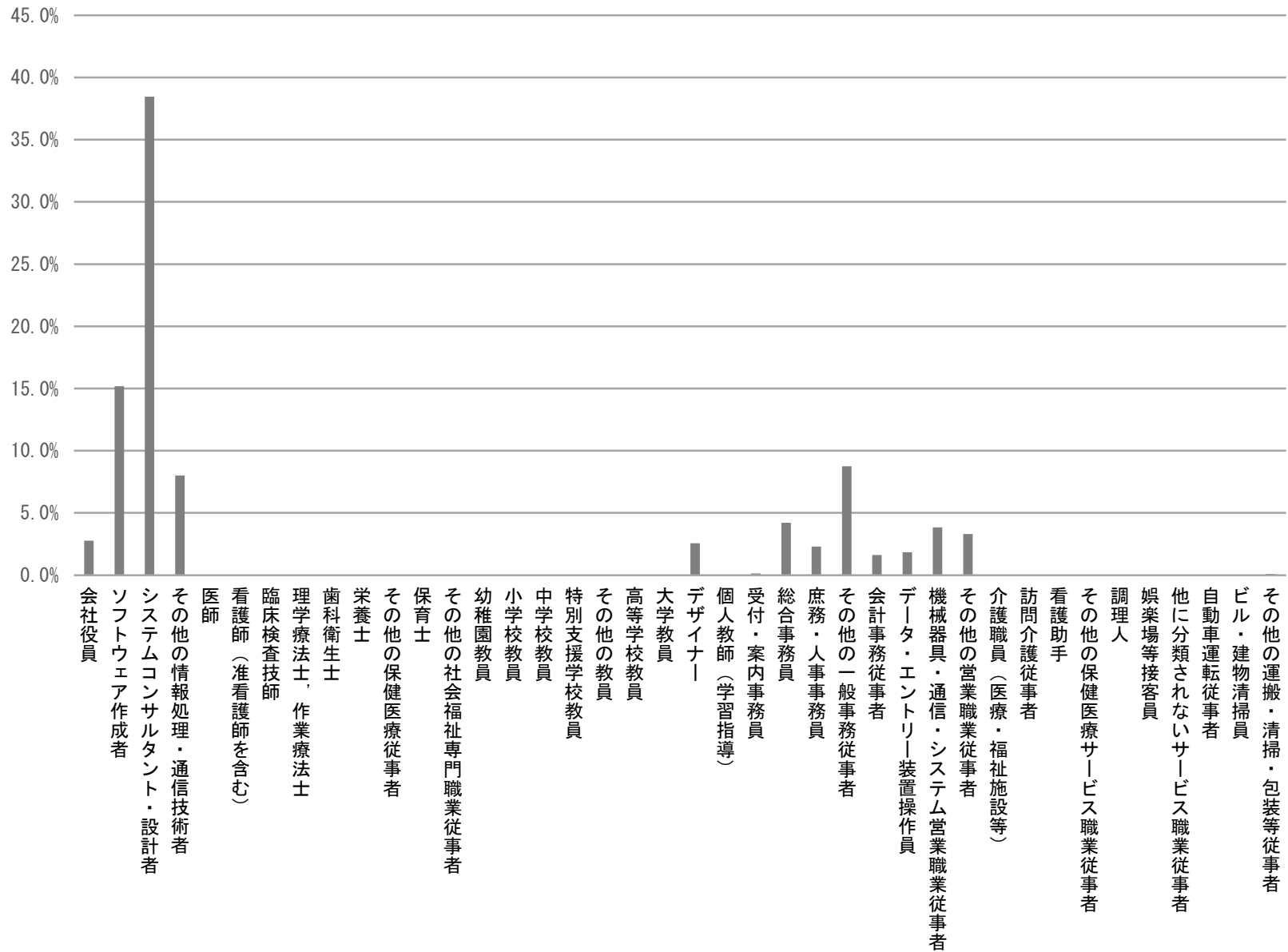
9434保育所の職業構成



9435認定こども園の職業構成



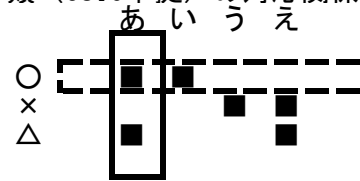
9436情報サービス業の職業構成



平成27年国勢調査（詳細抽出）における職業別雇用者数の按分方法

(1) 労災保険率適用事業細目と国勢調査産業分類（JSIC準拠）の対応関係を作成する（多対多）。

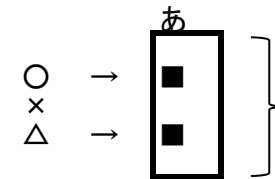
細目	国勢調査産業分類
○	あ
○	あ
×	い
×	う
△	え
△	え
...	あ
...	え



(2) 国勢調査の産業別雇用者数（役員及び雇用者）を、細目別適用労働者数に応じて按分する。

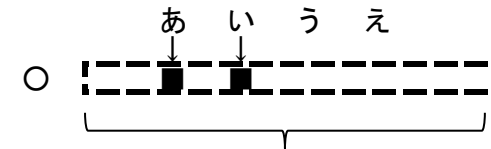
上記の表の対応関係を例にとると、

- ・ 国勢調査産業分類「あ」の雇用者数を、細目「○」と「△」の適用労働者数構成比で分解する。
- ・ 国勢調査産業分類「い」の雇用者数を、細目「○」に割り当てる。
- ・ 国勢調査産業分類「う」の雇用者数を、細目「×」に割り当てる。
- ・ 国勢調査産業分類「え」の雇用者数を、細目「×」と「△」の適用労働者数構成比で分解する。
- ・ ...



(3) 上記(2)で分解した産業別雇用者数を、細目「○」「×」「△」毎に集計する。

- ・ 細目「○」に属する雇用者数は、「あ」の一部と、「い」の合計となる。
- ・ 細目「×」に属する雇用者数は、「う」と、「え」の一部の合計となる。
- ・ 細目「△」に属する雇用者数は、「あ」の一部と、「え」の一部の合計となる。
- ・ ...



(4) 上記(2)(3)のプロセスを、職業合計のみならず、職業別雇用者数の按分にも適用する。

(注)

産業別雇用者数の按分比率は、**職業によらず一定**としている。そのため、例えば国勢調査産業分類「あ」に属する雇用者のうち、

- ・ 職業「α」に従事する者は細目「○」にのみ、
- ・ 職業「β」に従事する者は細目「△」にのみ、

存在する場合であっても、上の方法で按分すると、「○」と「△」どちらの細目にも、「α」と「β」双方の職業が算出されることとなる。

(例)

国勢調査産業分類

81学校教育

国勢調査産業分類「あ」～「え」に相当

81a学校教育（専修学校、各種学校を除く）

817専修学校、各種学校
818学校教育支援機関

日本標準産業分類

81学校教育

811幼稚園

812小学校

813中学校

814高等学校、中等教育学校

815特別支援学校

816高等教育機関

819幼保連携型認定こども園

817専修学校、各種学校

818学校教育支援機関

幼稚園教員が多数在籍。細目上は「9433幼稚園」

小学校教員が多数在籍。細目上は「9425教育業」

細目別職業構成の共通性

30% 以上

	9425 教育業	9431 医療業	9432 は社会 介護福 祉事業又	9433 幼稚園	9434 保育所	9435 園認定 こども	9436 ス情報 業サー ビ
9425 教育業	100.0%	20.5%	16.0%	75.9%	11.7%	62.4%	16.5%
9431 医療業	20.5%	100.0%	31.1%	16.4%	13.5%	17.7%	16.1%
9432 社会福祉又は介護事業	16.0%	31.1%	100.0%	16.4%	45.1%	40.4%	7.6%
9433 幼稚園	75.9%	16.4%	16.4%	100.0%	12.8%	63.8%	12.5%
9434 保育所	11.7%	13.5%	45.1%	12.8%	100.0%	49.0%	4.0%
9435 認定こども園	62.4%	17.7%	40.4%	63.8%	49.0%	100.0%	10.2%
9436 情報サービス業	16.5%	16.1%	7.6%	12.5%	4.0%	10.2%	100.0%

40% 以上

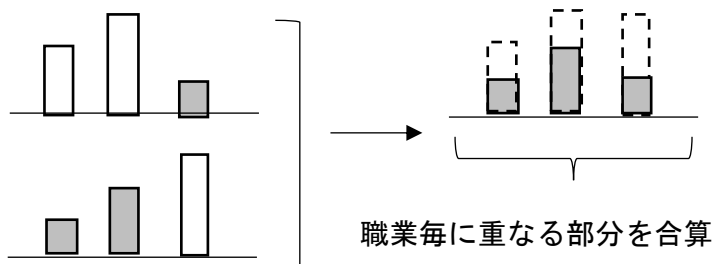
	9425 教育業	9431 医療業	9432 は社会 介護福 祉事業又	9433 幼稚園	9434 保育所	9435 園認定 こども	9436 ス情報 業サー ビ
9425 教育業	100.0%	20.5%	16.0%	75.9%	11.7%	62.4%	16.5%
9431 医療業	20.5%	100.0%	31.1%	16.4%	13.5%	17.7%	16.1%
9432 社会福祉又は介護事業	16.0%	31.1%	100.0%	16.4%	45.1%	40.4%	7.6%
9433 幼稚園	75.9%	16.4%	16.4%	100.0%	12.8%	63.8%	12.5%
9434 保育所	11.7%	13.5%	45.1%	12.8%	100.0%	49.0%	4.0%
9435 認定こども園	62.4%	17.7%	40.4%	63.8%	49.0%	100.0%	10.2%
9436 情報サービス業	16.5%	16.1%	7.6%	12.5%	4.0%	10.2%	100.0%

50% 以上

	9425 教育業	9431 医療業	9432 は社会 介護福 祉事業又	9433 幼稚園	9434 保育所	9435 園認定 こども	9436 ス情報 業サー ビ
9425 教育業	100.0%	20.5%	16.0%	75.9%	11.7%	62.4%	16.5%
9431 医療業	20.5%	100.0%	31.1%	16.4%	13.5%	17.7%	16.1%
9432 社会福祉又は介護事業	16.0%	31.1%	100.0%	16.4%	45.1%	40.4%	7.6%
9433 幼稚園	75.9%	16.4%	16.4%	100.0%	12.8%	63.8%	12.5%
9434 保育所	11.7%	13.5%	45.1%	12.8%	100.0%	49.0%	4.0%
9435 認定こども園	62.4%	17.7%	40.4%	63.8%	49.0%	100.0%	10.2%
9436 情報サービス業	16.5%	16.1%	7.6%	12.5%	4.0%	10.2%	100.0%

(注) 共通性の考え方

細目毎に職業構成比を算出して



平成27年国勢調査職業分類

ヒアリング対象となっている7つの細目及び「94その他の各種事業」の職業構成における上位の職業（合計40職種）について、欄外に印を付してある。7つの細目においては、これら40職種で、概ね9割を占めている。なお、細目別職業構成のグラフも、これら40職種に係る部分を抜粋して作成している。

コード	職業名	
0010	A 管理的職業従事者	
0020	A01 管理的公務員	
0030	A01a 管理的公務員	
0040	A02 法人・団体役員	
0050	A021 会社役員	*
0060	A02a その他の法人・団体役員	
0070	A03 その他の管理的職業従事者	
0080	A03a 法人・団体管理的職業従事者	
0090	A049 他に分類されない管理的職業従事者	
0100	B 専門的・技術的職業従事者	
0110	B05 研究者	
0120	B051 自然科学系研究者	
0130	B052 人文・社会科学系等研究者	
0140	B06 技術者	
0150	B06a 農林水産・食品技術者	
0160	B07a 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	
0170	B07c 機械技術者	
0180	B07d 輸送用機器技術者	
0190	B07e 金属技術者	
0200	B07f 化学技術者	
0210	B091 建築技術者	
0220	B09a 土木・測量技術者	
0230	B10a システムコンサルタント・設計者	*
0240	B104 ソフトウェア作成者	*
0250	B10c その他の情報処理・通信技術者	*
0260	B11a その他の技術者	
0270	B12 保健医療従事者	
0280	B121 医師	*
0290	B122 歯科医師	
0300	B123 獣医師	
0310	B124 薬剤師	
0320	B131 保健師	
0330	B132 助産師	
0340	B133 看護師（准看護師を含む）	*
0350	B141 診療放射線技師	
0360	B143 臨床検査技師	*
0370	B144 理学療法士、作業療法士	*
0380	B145 視能訓練士、言語聴覚士	
0390	B146 歯科衛生士	*
0400	B147 歯科技工士	
0410	B151 栄養士	*
0420	B152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	
0430	B15a その他の保健医療従事者	*
0440	B16 社会福祉専門職業従事者	
0450	B163 保育士	*
0460	B16a その他の社会福祉専門職業従事者	*
0470	B17 法務従事者	
0480	B17a 裁判官、検察官、弁護士	
0490	B17c 弁理士、司法書士	
0500	B179 その他の法務従事者	
0510	B18 経営・金融・保険専門職業従事者	
0520	B181 公認会計士	
0530	B182 税理士	
0540	B183 社会保険労務士	
0550	B18a その他の経営・金融・保険専門職業従事者	

コード	職業名	
0560	B19 教員	
0570	B191 幼稚園教員	*
0580	B192 小学校教員	*
0590	B193 中学校教員	*
0600	B19a 高等学校教員	*
0610	B196 特別支援学校教員	*
0620	B19c 大学教員	*
0630	B199 その他の教員	*
0640	B20 宗教家	
0650	B201 宗教家	
0660	B21 著述家、記者、編集者	
0670	B211 著述家	
0680	B212 記者、編集者	
0690	B22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	
0700	B22a 彫刻家、画家、工芸美術家	
0710	B224 デザイナー	*
0720	B225 写真家、映像撮影者	
0730	B23 音楽家、舞台芸術家	
0740	B231 音楽家	
0750	B23a 舞踊家、俳優、演出家、演芸家	
0760	B24 その他の専門的職業従事者	
0770	B24a 図書館司書、学芸員	
0780	B24n 個人教師（音楽）	
0790	B24p 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）	
0800	B24r 個人教師（スポーツ）	
0810	B24s 個人教師（学習指導）	*
0820	B24t 個人教師（他に分類されないもの）	
0830	B245 職業スポーツ従事者	
0840	B246 通信機器操作従事者	
0850	B24c 他に分類されない専門的職業従事者	
0860	C 事務従事者	
0870	C25 一般事務従事者	
0880	C25a 庶務・人事事務員	*
0890	C254 受付・案内事務員	*
0900	C256 電話応接事務員	
0910	C257 総合事務員	*
0920	C25c その他の一般事務従事者	*
0930	C26 会計事務従事者	
0940	C26a 会計事務従事者	*
0950	C27 生産関連事務従事者	
0960	C27a 生産関連事務従事者	
0970	C28 営業・販売事務従事者	
0980	C28a 営業・販売事務従事者	
0990	C29 外勤事務従事者	
1000	C291 集金人	
1010	C292 調査員	
1020	C299 その他の外勤事務従事者	
1030	C30 運輸・郵便事務従事者	
1040	C30a 運輸事務員	
1050	C303 郵便事務員	
1060	C31 事務用機器操作員	
1070	C311 パーソナルコンピュータ操作員	
1080	C312 データ・エントリー装置操作員	*
1090	C31a その他の事務用機器操作員	
1100	D 販売従事者	
1110	D32 商品販売従事者	
1120	D321 小売店主・店長	
1130	D322 卸売店主・店長	
1140	D323 販売店員	
1150	D324 商品訪問・移動販売従事者	
1160	D325 再生資源回収・卸売従事者	
1170	D326 商品仕入外交員	

コード	職業名	
1180	D33	販売類似職業従事者
1190	D331	不動産仲介・売買人
1200	D332	保険代理・仲立人（ブローカー）
1210	D33a	その他の販売類似職業従事者
1220	D34	営業職業従事者
1230	D343	医薬品営業職業従事者
1240	D34a	機械器具・通信・システム営業職業従事者
1250	D346	金融・保険営業職業従事者
1260	D347	不動産営業職業従事者
1270	D34c	その他の営業職業従事者
1280	E	サービス職業従事者
1290	E35	家庭生活支援サービス職業従事者
1300	E351	家政婦（夫）、家事手伝い
1310	E359	その他の家庭生活支援サービス職業従事者
1320	E36	介護サービス職業従事者
1330	E361	介護職員（医療・福祉施設等）
1340	E362	訪問介護従事者
1350	E37	保健医療サービス職業従事者
1360	E371	看護助手
1370	E37a	その他の保健医療サービス職業従事者
1380	E38	生活衛生サービス職業従事者
1390	E381	理容師
1400	E382	美容師
1410	E383	美容サービス従事者（美容師を除く）
1420	E384	浴場従事者
1430	E38a	クリーニング職、洗張職
1440	E39	飲食物調理従事者
1450	E391	調理人
1460	E392	バーテンダー
1470	E40	接客・給仕職業従事者
1480	E401	飲食店主・店長
1490	E402	旅館主・支配人
1500	E40a	飲食物給仕・身の回り世話従事者
1510	E40c	接客社交従事者
1520	E407	娯楽場等接客員
1530	E41	居住施設・ビル等管理人
1540	E41a	マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人
1550	E413	ビル管理人
1560	E414	駐車場管理人
1570	E42	その他のサービス職業従事者
1580	E421	旅行・観光案内人
1590	E422	物品一時預り人
1600	E423	物品買貸人
1610	E424	広告宣伝員
1620	E425	葬儀師、火葬作業員
1630	E429	他に分類されないサービス職業従事者
1640	F	保安職業従事者
1650	F43	保安職業従事者
1660	F43a	自衛官
1670	F44a	警察官、海上保安官
1680	F44c	看守、その他の司法警察職員
1690	F452	消防員
1700	F453	警備員
1710	F459	他に分類されない保安職業従事者
1720	G	農林漁業従事者
1730	G46	農業従事者
1740	G461	農耕従事者
1750	G462	養畜従事者
1760	G463	植木職、造園師
1770	G469	その他の農業従事者
1780	G47	林業従事者
1790	G471	育林従事者

コード	職業名	
1800	G472	伐木・造材・集材従事者
1810	G479	その他の林業従事者
1820	G48	漁業従事者
1830	G481	漁労従事者
1840	G482	船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）
1850	G483	海藻・貝採取従事者
1860	G484	水産養殖従事者
1870	G489	その他の漁業従事者
1880	H	生産工程従事者
1890	H49	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
1900	H49a	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
1910	H49c	鋳物製造・鍛造従事者
1920	H49d	金属工作機械作業従事者
1930	H49e	金属プレス従事者
1940	H49f	鉄工、製缶従事者
1950	H49g	板金従事者
1960	H49h	金属彫刻・表面処理従事者
1970	H49i	金属溶接・溶断従事者
1980	H49j	その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
1990	H50	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
2000	H50a	化学製品製造従事者
2010	H50c	窯業・土石製品製造従事者
2020	H50d	食料品製造従事者
2030	H50e	飲料・たばこ製造従事者
2040	H50f	紡織・衣服・繊維製品製造従事者
2050	H50g	木・紙製品製造従事者
2060	H50h	印刷・製本従事者
2070	H50i	ゴム・プラスチック製品製造従事者
2080	H50j	その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
2090	H51	機械組立従事者
2100	H51a	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
2110	H51c	電気機械器具組立従事者
2120	H51d	自動車組立従事者
2130	H51e	輸送機械組立従事者（自動車を除く）
2140	H51f	計量計測機器・光学機械器具組立従事者
2150	H55	機械整備・修理従事者
2160	H551	はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者
2170	H552	電気機械器具整備・修理従事者
2180	H553	自動車整備・修理従事者
2190	H554	輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
2200	H555	計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者
2210	H56	製品検査従事者
2220	H56a	金属製品検査従事者
2230	H571	化学製品検査従事者
2240	H572	窯業・土石製品検査従事者
2250	H573	食料品検査従事者
2260	H574	飲料・たばこ検査従事者
2270	H575	紡織・衣服・繊維製品検査従事者
2280	H576	木・紙製品検査従事者
2290	H577	印刷・製本検査従事者
2300	H578	ゴム・プラスチック製品検査従事者
2310	H579	その他の製品検査従事者
2320	H58	機械検査従事者
2330	H581	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
2340	H582	電気機械器具検査従事者
2350	H583	自動車検査従事者
2360	H584	輸送機械検査従事者（自動車を除く）
2370	H585	計量計測機器・光学機械器具検査従事者
2380	H59	生産関連・生産類似作業従事者
2390	H59n	画工、塗装・看板制作従事者
2400	H59p	生産関連作業従事者（画工、塗装・看板制作を除く）
2410	H592	生産類似作業従事者

コード	職業名
2420	I 輸送・機械運転従事者
2430	I60 鉄道運転従事者
2440	I60a 鉄道運転従事者
2450	I61 自動車運転従事者
2460	I61a 自動車運転従事者 *
2470	I62 船舶・航空機運転従事者
2480	I62a 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
2490	I623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
2500	I624 航空機操縦士
2510	I63 その他の輸送従事者
2520	I631 車掌
2530	I63a 甲板員、船舶技士・機関員
2540	I63c 他に分類されない輸送従事者
2550	I64 定置・建設機械運転従事者
2560	I641 発電員、変電員
2570	I642 ボイラー・オペレーター
2580	I643 クレーン・ウインチ運転従事者
2590	I645 建設・さく井機械運転従事者
2600	I64a その他の定置・建設機械運転従事者
2610	J 建設・採掘従事者
2620	J65 建設・土木作業従事者
2630	J651 型枠大工
2640	J652 とび職
2650	J653 鉄筋作業従事者
2660	J661 大工
2670	J662 ブロック積・タイル張従事者
2680	J663 屋根ふき従事者
2690	J664 左官
2700	J665 畳職
2710	J666 配管従事者
2720	J681 土木従事者
2730	J682 鉄道線路工事従事者
2740	J68a その他の建設・土木作業従事者
2750	J67 電気工事従事者
2760	J67a 電線架線・敷設従事者
2770	J674 電気通信設備工事従事者
2780	J679 その他の電気工事従事者
2790	J69 採掘従事者
2800	J693 砂利・砂・粘土採取従事者
2810	J69a その他の採掘従事者
2820	K 運搬・清掃・包装等従事者
2830	K70 運搬従事者
2840	K701 郵便・電報外務員
2850	K702 船内・沿岸荷役従事者
2860	K703 陸上荷役・運搬従事者
2870	K704 倉庫作業従事者
2880	K705 配達員
2890	K706 荷造従事者
2900	K71 清掃従事者
2910	K711 ビル・建物清掃員 *
2920	K71a 廃棄物処理従事者
2930	K712 ハウスクリーニング職
2940	K71c その他の清掃従事者
2950	K72 包装従事者
2960	K721 包装従事者
2970	K73 その他の運搬・清掃・包装等従事者
2980	K739 その他の運搬・清掃・包装等従事者 *
2990	L 分類不能の職業
3000	L99 分類不能の職業

細目別にみた療養・休業補償給付支払状況

94 その他の各種事業

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	878,050	19,991,634	137,970
平成 27 年度	898,923	20,348,538	143,769
平成 28 年度	920,192	20,985,749	150,182

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	191,449	65,041	366
平成 27 年度	199,312	66,191	357
平成 28 年度	206,649	68,602	339

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	26,227	8,786	10,846,130	1,731,105
平成 27 年度	27,106	9,071	11,310,804	1,785,566
平成 28 年度	28,655	9,434	11,882,100	1,845,547

9425 教育業

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。

ただし、幼稚園の事業は「(9433) 幼稚園」に、認定こども園の事業は「(9435) 認定こども園」に含まれる。

[補足解説]

学校、各種学校、学習塾等の教育に関する事業は、本分類に含まれる。

スイミングクラブ、フィットネスクラブ等、商業スポーツ施設等で専門的な指導を行うことを常態とする事業は、本分類に含まれる。

ただし、専門的な指導を行うことを常態とせず、施設、設備等の提供のみを行う事業は本分類には含めず、「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」に含める。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	36,153	1,551,492	10,540
平成 27 年度	35,299	1,576,700	9,879
平成 28 年度	36,751	1,616,368	9,834

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	12,206	2,733	9
平成 27 年度	12,537	2,647	19
平成 28 年度	12,762	2,700	15

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	1,759	252	830,290	48,968
平成 27 年度	1,562	225	788,784	45,338
平成 28 年度	1,689	233	786,686	42,052

9431 医療業

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

[補足解説]

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	116,842	3,054,586	36,531
平成 27 年度	161,399	3,222,666	38,555
平成 28 年度	163,917	3,306,679	39,593

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	29,070	6,313	26
平成 27 年度	31,062	6,292	16
平成 28 年度	32,242	6,903	15

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	3,789	1,081	2,324,540	218,593
平成 27 年度	3,874	1,048	2,397,649	211,490
平成 28 年度	4,251	1,118	2,508,010	228,230

9432 社会福祉又は介護事業

この分類には、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等の社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

ただし、保育所の事業は「(9434) 保育所」に、認定こども園の事業は「(9435) 認定こども園」に含まれる。

[補足解説]

学童保育、放課後児童クラブ等の名称で行う放課後児童健全育成事業は、本分類に含まれる。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	58,773	2,455,081	24,783
平成 27 年度	70,744	2,336,156	29,526
平成 28 年度	74,300	2,462,536	31,664

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	15,595	6,624	24
平成 27 年度	16,591	7,923	25
平成 28 年度	17,885	8,791	19

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	4,115	1,247	1,937,857	317,103
平成 27 年度	4,941	1,472	2,336,246	375,051
平成 28 年度	5,555	1,597	2,530,478	401,425

9433 幼稚園

この分類には、幼稚園の事業が該当する。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	3,741	69,274	505
平成 27 年度	5,440	71,057	987
平成 28 年度	5,368	72,811	1,258

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	504	91	2
平成 27 年度	519	170	0
平成 28 年度	549	202	1

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	72	8	32,073	2,219
平成 27 年度	133	11	61,524	2,858
平成 28 年度	154	19	82,122	4,926

9434 保育所

この分類には、保育所の事業が該当する。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	11,153	283,019	2,078
平成 27 年度	15,317	306,573	4,038
平成 28 年度	15,883	325,244	5,015

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	2,054	309	0
平成 27 年度	2,160	603	2
平成 28 年度	2,360	737	2

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	232	46	133,394	13,264
平成 27 年度	448	86	250,286	23,892
平成 28 年度	575	97	316,222	25,728

9435 認定こども園

この分類には、認定こども園の事業が該当する。

新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	931	18,764	237
平成 27 年度	1,546	25,523	358
平成 28 年度	1,781	32,191	530

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	144	41	0
平成 27 年度	196	54	0
平成 28 年度	260	93	0

	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	33	6	15,190	1,562
平成 27 年度	37	7	22,101	1,743
平成 28 年度	73	11	33,994	3,323

9436 情報サービス業

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の情報サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。

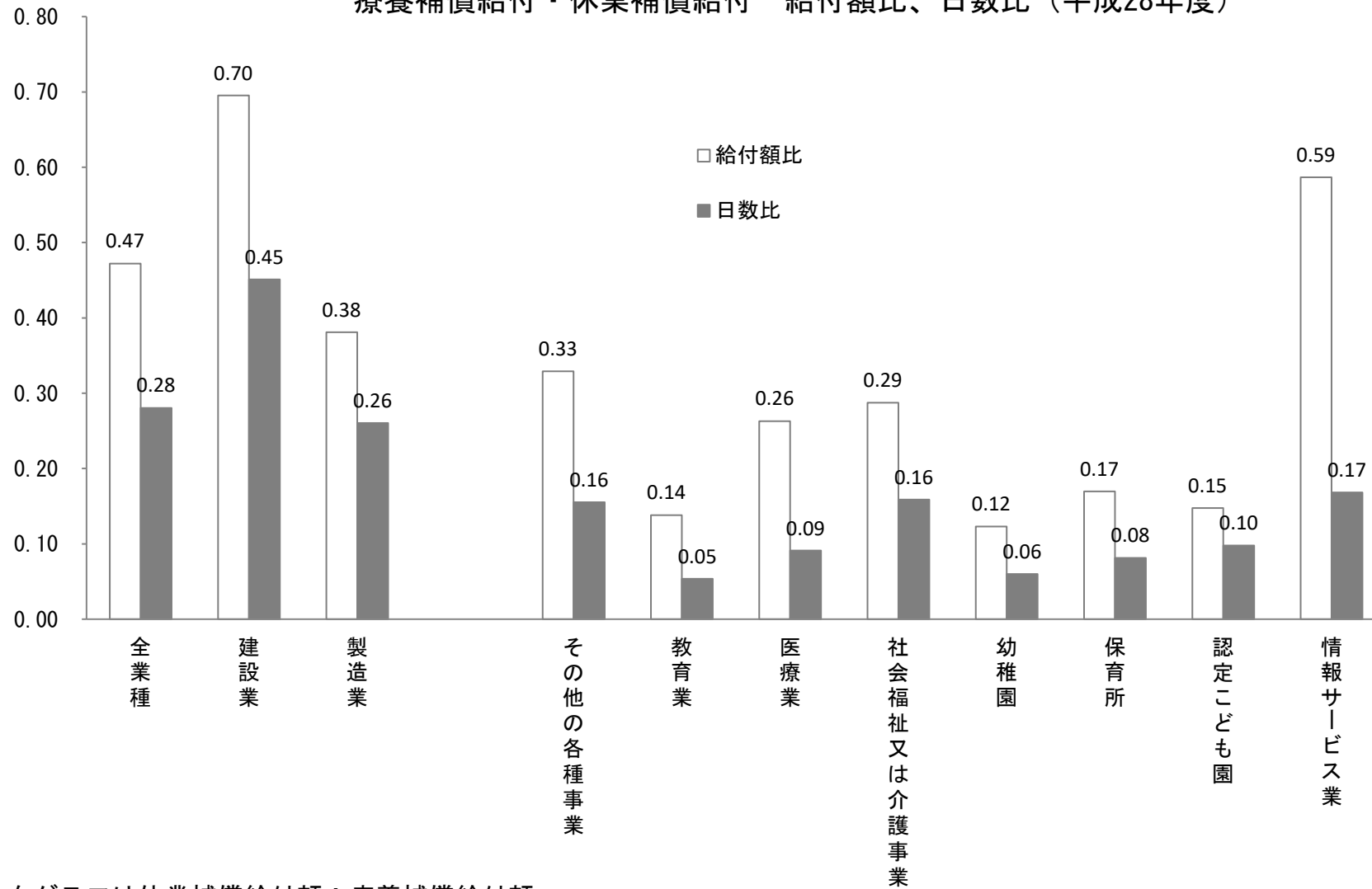
新規受給者数、収支状況、療養・休業補償給付支払状況

	事業場数	労働者数	新規受給者数 (業務災害分)
		(人)	(人)
平成 26 年度	29,914	1,054,065	979
平成 27 年度	33,717	1,078,014	1,534
平成 28 年度	35,716	1,140,498	1,669

	保険料収納済額	給付総額 (業務災害分)	新規年金受給者数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(人)
平成 26 年度	13,188	532	6
平成 27 年度	13,829	948	13
平成 28 年度	14,587	797	9

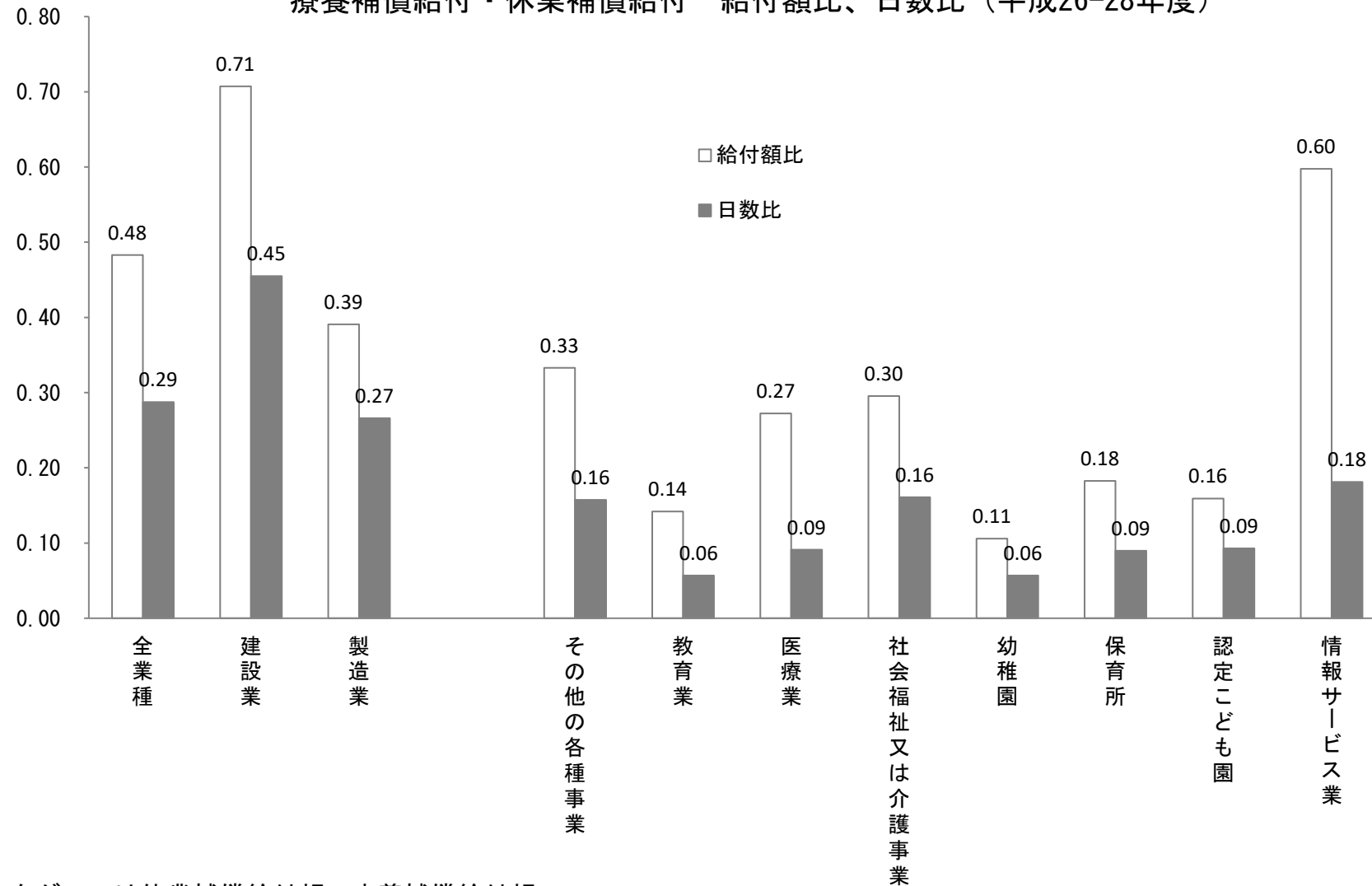
	療養補償給付額 (業務災害分)	休業補償給付額 (業務災害分)	療養補償給付 日数 (業務災害分)	休業補償給付 日数 (業務災害分)
	(百万円)	(百万円)	(日)	(日)
平成 26 年度	209	153	106,797	19,756
平成 27 年度	408	220	161,345	31,084
平成 28 年度	350	205	173,064	29,105

療養補償給付・休業補償給付 給付額比、日数比（平成28年度）



（注）白グラフは休業補償給付額÷療養補償給付額、
黒グラフは休業補償給付日数÷療養補償給付日数にて算出（いずれも業務災害分）

療養補償給付・休業補償給付 給付額比、日数比（平成26-28年度）



（注）白グラフは休業補償給付額÷療養補償給付額、
黒グラフは休業補償給付日数÷療養補償給付日数にて算出（いずれも業務災害分）

業界ヒアリングの項目

「労災保険の業種区分に係る検討会」業界ヒアリングについて

「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

ヒアリングの目的

行政が保有する、労災保険の業種別統計や労働安全衛生統計等ではとらえきれない業界の実態を把握することで、「労災保険率の設定に関する基本方針」に基づく業種区分の検討材料とする。

今回（第 2 回）検討会のヒアリング対象

9436 情報サービス業

9431 医療業

9425 教育業

労災保険の業種区分に係る検討会における業界へのヒアリング項目

< 1. 業界の組織状況等について¹>

○貴団体の活動内容、構成員

○貴団体の組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数（年齢構成に特徴があればその点についても））

○他の同業団体の状況

○貴団体と他の団体との協力等の関係（同業、他業²ともに）

< 2. 業界における作業態様等について>

○業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）

○従事者の主な職業構成³（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

< 3. 労働災害の発生状況について>

○労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）

○主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性

○従業員以外の被災状況⁴（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）

○いわゆる「職業病」⁵的なものの有無

< 4. 労働災害防止対策について>

○労働災害防止対策として取り組んでいること

- ・業界として取り組んでいること
- ・業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）

○労働災害防止対策の好事例

○業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策

○業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること

< 5. その他>

¹ 労働災害防止インセンティブが有効に機能しやすい環境にあるか否かを確認する。

² 作業態様に若干の差違があったとしても、一体的に労働災害防止活動の取り組みが可能であれば、広い意味で同質の集団ととらえることもできるため、業界横断的な活動状況についても確認する。

³ 直接雇用されている従業員のみならず、事業活動に参画する各関係者の役割や作業態様等を把握することで、当該業界における労働災害に係るリスク構造が、より鮮明になると考えられる。

⁴ 従業員も同様の被災リスクに直面している可能性がある。

⁵ 業界における労働災害に係るリスク構造を特徴付けるものであると共に、同種の課題に直面している業界が横断的に取り組めるかについての検討材料にもなる。

「情報サービス業」 ヒアリング状況

「9436 情報サービス業」ヒアリング状況

ヒアリングを行った団体

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）

< 1. 業界の組織状況等について >

○活動内容、構成員について

- ・コンピュータソフトウェア製品に係わる企業の集合体。ソフトウェア産業の発展に係わる事業を通じて、我が国産業の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。32 年前にパッケージソフトウェアの業界団体として始まり、現在はソフトウェア業界を中心とした、IT 及び情報サービス業の団体となっている。

- ・パッケージソフトウェア開発（SaaS 含む） が 62.3%、受託開発が 52.4%。

・主な活動内容

政府への政策提言、IT 人材の育成、他団体との連携、スタートアップ支援やベンチャー育成、会員同士の交流、プライバシーマークやソフトウェアの品質、データ適正消去実行証明書発行事業等。22 歳以下のプログラミングコンテストを経済産業省から引き継ぎ、将来を見据えた人材の育成活動も行っている。

○組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数）

①組織状況

- ・会員数 587 社（2018 年 7 月現在）
- ・56%が 50 人以下の企業であり、比較的中小企業が多い。なお、ソフトウェア開発については、人的リソースが重要である一方、初期投資が少ないため、コアとなる開発人員を確保できれば、少人数での起業も可能。
- ・平均年齢 36.9 歳（CSAJ が母体となって設立した関東 IT ソフトウェア健康保険組合の統計による）と若く、業界としてみても他の業界に比べて若い人材が働く企業が多い。転職者・離職者も一定程度いるものの、平均年齢が比較的若い理由は、業界そのものが新しいことによる。
- ・高年齢労働者が少ないため、高齢者が活躍できる先進事例も乏しい。女性や障害者も含めた、包括的なダイバーシティ対策として位置づけることが現実的であるとの認識。なお、2000 年問題対応や COBOL から Java への移行と同様、今後も、既存技術を熟知した者の知見を生かせる業務はあるため、潜在的には、高年齢労働者が活躍できる場があるといえる。

- ・情報サービス業の範囲は、経済産業省「特定サービス産業実態調査」における「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット付随サービス業」の3業種と、ほぼ対応する。

②団体としての規模及び今後の見通し

- ・業界全体では、現在、20兆円規模の市場となっているところ、受託開発分野の市場規模が特に大きい。
- ・現在、IT人材不足が続いており、今後も人材育成の強化、外国人採用などにより拡大傾向にある。（厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況まとめによると、平成29年10月末時点で「情報通信業」に携わる外国人労働者数は約5万2千人。）

○他の同業団体の状況

コンピュータソフトウェア市場を構成している団体は、（一社）コンピュータソフトウェア協会の他に以下のものがある。

- ・（一社）情報サービス産業協会（受託開発が中心）
- ・（一社）組込みシステム技術協会（組み込みシステムの受託開発が中心）
- ・（一社）コンピュータエンターテインメント協会（ゲームメーカーが中心）

パッケージソフトウェア開発、受託開発、組込みシステム受託開発、ゲームメーカーそれぞれの作業態様には、作業場所やスケジュールの自由度等に相違も見られるものの、クラウド化の進展等により、互いにオーバーラップする領域も増えている。データセンター内で開発作業を行うことも増えている。

「94 その他の各種事業」単体で全体の3割以上を占めるのであれば、再編検討を行うのはやむを得ないのではないかと。仮に、情報サービス業が分割新設の対象となるのであれば、上記団体に属する企業の中で特段、別扱いとすべきものがあるとは考えにくい。

○他の団体との協力等の関係

「団体の団体」として（一社）日本IT団体連盟（唯一のIT団体連合）を組織しているとともに、多くの団体と賛助会員として相互に会員となっている。

なお、（一社）日本IT団体連盟には、上記同業団体のうち（一社）コンピュータエンターテインメント協会も加盟している。

<2. 業界における作業態様等について>

○業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）

- ・自社パッケージ開発（設計・コーディング・デバッグテストなど）、ソフト

ウェア受託開発、サーバ構築、エンジニア派遣、データセンター（DC）関係（機材管理、運搬、運用、点検等全般）等、様々な作業内容がある。

- ・それぞれの作業環境の特性としては以下のとおり。

自社パッケージ開発

社内でのデスクワークが中心。

受託開発

社内でのデスクワークが中心。ただし発注元での作業も発生する。

エンジニア派遣

発注元企業での作業に準ずる。

データセンター

24 時間 365 日体制。3 交代または 2 交代シフト制の勤務がある。

ラックに／から機材を搬入／出する作業も多い。

以下の形態がどちらも存在する。

- ・物理的に建物を保有／管理する形態
- ・建物内の一定の区画を借り受けて第三者に提供する形態

○従事者の主な職業構成（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

直接雇用、派遣、業務委託など様々なケースがある。派遣についてはシステムエンジニアを派遣するパターン、派遣労働者を受け入れるパターン双方あるが、労働者派遣法において従来定められていた「専門 26 業種」のうちの「ソフトウェア開発」に該当する業務として、前者のパターンが多い。

< 3. 労働災害の発生状況について >

○労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）

業界として労働災害の発生はほぼ無く、統計等は整備していない。

ただしソフトウェア開発においては、精神的疾患が散見されており、過重労働が原因の一つとなっている可能性も考えられることから、研究会を作り会員企業に調査を実施している。

（参考 URL）

http://www.csaj.jp/documents/NEWS/committee/mhealth/H28_Mentalhealth_enq.pdf

○主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性

- ・うつ病等については、過重労働などによるストレスや、受託開発時の発注者からのプレッシャーなどが、原因として考えられる。
- ・受託開発においては、ユーザーによる仕様変更があっても納期が変更されな

いなど、作業スケジュールが厳しくなることが、過重労働やストレスの要因となる。

- ・組込みシステムの受託開発においても、汎用系システムと比して際限ない仕様変更は発生しにくいものの、組み込むべきハード側の作業進捗の影響を受ける等、受託側だけではコントロールできない事情により納期が厳しくなる等、スケジュール上の難しさがある。
- ・自社パッケージソフトウェア開発については発注者がいないため、納期に係るストレスは比較的少ない。ただし、会計ソフトや人事労務管理ソフト等、年度当初の時点で最新の法令や様式に対応することが必須となるものが多いことから、発注者以外の外的要因により、スケジュールがタイトなものとなりがちである。また、動作検証すべきハード及びOSの組み合わせが多様化・複雑化していることも、スケジュール上の制約要因となり得る。
- ・データセンターにおいては、重量のある機材を運ぶことが原因による腰痛が発生している。協会として具体的な事例を確認できているわけではないものの、システムの多くがクラウド化されている昨今、データセンターの役割が増大しており、データセンターにおいてもストレス等によるうつ病は発生し得るとの認識はある。

○従業員以外の被災状況（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）

協会においては、情報サービス業においては、顧客等、従業員以外が被災するケースは特にないとの認識であった。

○いわゆる「職業病」 的なものの有無

- ・納期の制約に起因する過重労働などによるストレスや、受託開発時のユーザーからのプレッシャーなどによるうつ病。
- ・データセンターにおいては、重量のある機材を持ち上げることが原因による腰痛が発生している。

< 4. 労働災害防止対策について >

○労働災害防止対策として取り組んでいること

- ・業界として取り組んでいること

業界として「働き方改革宣言」を出し実行に移すべく、各種研究会等が活動している。

（参考 URL）

http://www.csa-j.jp/documents/NEWS/pr/170206_hatarakikata.pdf

1. 長時間労働の根絶

当協会において、主要な会員企業の平均所定外労働時間は月 20 時間程度と低い水準である。さらに働き方改革を進めることで、魅力的な業界として年齢にかかわらず優秀な人材を集める。(所定外労働時間は平均としては月 20 時間であるが、プログラミング等を行う若い職員については労働時間が長時間となる傾向にある。)

2. 多様な働き方の推進（象徴としてのテレワークの先行）

当協会において、テレワークの導入、高齢者等を含めた柔軟な再雇用制度、公正な人事評価に役立つ IT スキルの『見える化』(iCD【i コンピテンシ ディクショナリ】の普及促進)、副業の自由化などを進めることで、会員各社が、従業員にとって働き易く、労働意欲を高める労働環境や人事制度を導入し、多様な働き方を認めることが重要と考える。

こうした取組を進めていく象徴としてテレワークの導入を先行させる。具体的には、会員各社の導入支援のため『中小企業での IT 利活用によるテレワークガイドライン（仮称）』を早急に策定するとともに、2020 年までにテレワーカー比率 30%を目指す。

なお、テレワーク自体には、長時間労働を減少させる直接的な効果があるとは限らないものの、通勤時間短縮効果や、就労場所を選べるということによるストレス低減効果も期待できるとの認識であった。親を介護する都合で地元に戻る従業員について、テレワークを常態とすることにより人材流出を防いだ事例もある。

- ・ 業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）

【自社ソフトウェア開発】

- ・ 個人の人間力強化のための MIND 研修等の実施：

個人の自立や、自己選択の重要性などを「7つの習慣」などの研修カリキュラムを通じて、新入社員からリーダー、部署責任者など年次役職に応じて実施。

- ・ コミュニケーション活性化の取り組み：

年 3 回などの上司部下面談の実施。職場風土調査などによる意見の吸い上げなど事業主自身が従業員との会話を日々重視し、積極的にコミュニケーションをとるなど、あたり前とされることを着実に実施。

【エンジニア派遣】

- ・派遣契約において過度な残業が発生した場合、顧客（派遣先）に対して、翌月以降において同様の事態とならないよう、時間調整を求める。

【データセンター】

- ・ヒヤリ・ハット収集および対策検討を随時実施
- ・事故発生時、評価会の実施および対策実行
- ・重量物運搬のための台車やリフターの導入
- ・棚にサーバやハードディスクなどが大量に保管されているため、耐震ゴムやネットなどでの落下防止措置を実施

○労働災害防止対策の好事例

【自社ソフトウェア開発】

- ・マネジメントメンバーに対する MIND 研修等を実施
効果：部下に対して、感謝の気持ちをもって、コミュニケーションをとれる状況が浸透。
- ・残業時間の上限目標設定。人事部が主導的に残業状況を管理職メンバーに通知徹底。
効果：残業時間抑制とともに、生産性向上の意識が強化された。

【エンジニア派遣】

- ・オンラインタイムレコーダーで日々の労働時間を管理し、毎月 1 日から 15 日までの労働時間をチェックし、残業が多い場合は、それ以上増えないように指導。

【データセンター】

- ・棚への落下防止措置を徹底していることにより先日の地震（6 月に起きた大阪府北部を震源とする地震）による落下物をゼロに抑えた。

○業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策

会員企業がホワイト 500 のような健康経営に進むよう支援をすることが、労働災害防止にもつながるものと認識。

○業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り

組んでいること

業界団体としては、働き方改革宣言の実行として、長時間労働の根絶とテレワーカー率を30%にすることを目標にストレスフリーの就業環境を積極的に推進する。

また、メンタルヘルス研究会から健康経営推進研究会へと名称を変更し、会員企業が積極的にメンタルヘルスを含めた「心と身体健康づくり」に活動をするサポートを推進していく。

メンタルヘルス対策としてはまずは長時間労働の根絶が効果的であるという認識の下、業界として過重労働対策に取り組んでいる。また、環境の良い場所において開発作業を行うことにより精神的な負担を軽減させるべく、テレワークの導入を推進している。

データセンターについては、腰痛等、典型的な災害発生パターンに若干の差違が見られるものの、業界としては一体であるとの認識の下、労働災害防止対策に取り組んでいるところである。

<5. その他>

会計システム及び人事労務システムについては、毎年度、最新の法令及び様式に対応している必要があるところ、来年は、そこに新元号対応及び軽減税率対応が加わることとなるので、一定の作業負荷が発生する。新元号については、昭和から平成への移行とは異なり、切り替わる時期が事前にわかっているため、30年前の経験も生かしながら、前倒しで作業していく。

仮にサマータイムが導入される場合、人事・労務管理系のソフトについていえば、もともとフレックス等、柔軟な労働時間管理が可能となるように作られているものが多い。しかしながら、過度な仕様変更が重なるものが多く、過重労働の要因の一つとなりうるため、その要素を一つでも減らすことが協会として今後取り組むべき事項と考える。

「9436 情報サービス業」ヒアリング状況

ヒアリングを行った団体

一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）

< 1. 業界の組織状況等について >

○活動内容、構成員について

<活動内容>

情報サービス産業に関する以下の活動

- ① 経営、技術、環境、貿易・投資等に関する調査研究
- ② 品質、生産性、信頼性、セキュリティ等に関する技術開発及び標準化
- ③ 取引の高度化及び知的財産の保護
- ④ IT 人材の育成及び知的財産の保護
- ⑤ 多国間・2 国間の交流・連携及びグローバル化対応
- ⑥ プライバシーマーク認定その他個人情報保護・セキュリティ対策
- ⑦ 関係機関等との情報交流・連携及び政府等への意見表明・具申 等

<構成員>

情報サービス産業に係る事業を営む法人、団体等

○組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数）

<会員数>

平成 30 年 7 月 18 日現在、正会員 545 社、賛助会員 42 社

<売上高及び従業員数>

	売上高（億円）	従業員（千人）
全体	213, 219	1, 010 (平成 27 年特定サービス産業実態調査)
協会会員	88, 358	317 (平成 28 年度 JISA 会員調査)
協会シェア	41%	31%

<年齢構成>

会員企業について、従業員の平均年齢は 40.1 歳。海外と比して日本の労働市場の流動性が低い影響もあり、年々高齢化しつつある。ただし SE や PG として従事し続けるとは限らず、年齢に応じてマネジメント系にシフトしていくことが多い。

<その他>

産業全体が人手不足の状態であるため、今後外国人労働者が増加する見込み。

○他の同業団体の状況

情報サービス産業に携わる業界団体としては、

- ・（一社）コンピュータソフトウェア協会（主にパッケージソフトウェア企業）
- ・（一社）組込みシステム技術協会（主に組み込みソフトウェア企業等）

また、ユーザー企業の業界団体として、

- ・（一社）日本情報システム・ユーザー協会等がある。

○他の団体との協力等の関係

- ・上記の関連団体とは、経済産業省所管だった経緯もあり、現在においても相互に情報交換を頻繁に実施。また、定期的に会合を持っている。
- ・情報サービス産業協会として、厚生労働省の事業「IT 業界の長時間労働対策事業」を受託しており、厚生労働省の検討会においては、コンピュータソフトウェア協会、組込みシステム技術協会及び日本情報システム・ユーザー協会より委員が参加している。
- ・情報サービス産業協会と組込みシステム技術協会は BtoB が主で、コンピュータソフトウェア協会は自社パッケージ開発が主といったように、開発方法や働き方が異なる部分もあるものの、業界としては一体的に活動している。

< 2. 業界における作業態様等について >

○業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）

- ・情報システムの構築は、①企画プロセス②開発プロセス③運用プロセス④保守プロセスの 4 つのプロセスに大別される。
- ・開発プロセスでは、複数の IT エンジニアがプロジェクト・チームを組み、工程毎に、適性に応じてチームメンバーが入れ替わりながらプロセスが進むという特性がある。
- ・業務に従事する場所は、開発プロセスにより変わることがあり、自社の事業所内だけでなく、顧客先に常勤して業務を実施（客先常駐）することもある。
- ・開発プロセスの全部又は一部を他社に委託（アウトソーシング）することがあり、いわゆる多重下請構造を形成していることに特徴がある。
- ・開発プロセスにおいては納期に係る負担があり、運用・保守プロセスにおいては客先への常駐や緊急時対応に係る負担がある。プロセスによって負担の種類は異なり、プロセスによって受注する会社が異なる場合もあるものの、情報サービスとして一体のプロセスであるという認識である。
- ・一方、昨今は情報サービス業と通信業が密接に関連している面もあり、一部会員企業が重複するものの、業界としては別であるとの認識。業界団体の組織状況も勘案した保険集団としてとらえるのであれば、（通信業とセットで

はなく) 情報サービス業という単位の方が自然ではないか。

○従事者の主な職業構成 (直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等)

特定サービス産業実態調査の「ソフトウェア業」でみると、雇用形態別では、「正社員・正職員」が約 90%を占めており、事業所全体に対する派遣されている人の比率は約 6%程度となっている。

< 3. 労働災害の発生状況について >

○労働災害の発生状況 (把握の有無、統計の所在、発生件数)

協会として就業状況等に係る基本統計調査は行っているが、労働災害発生状況については特に統計化していない。

○主な労働災害の種類 (型、原因、発生に至る経緯) と、被災者の属性

上記のとおり、労働災害発生状況については特に把握していない。

○従業員以外の被災状況 (派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等)

協会として特に把握していない。

○いわゆる「職業病」 的なものの有無

- ・ 短い納期での発注やプロジェクト途中の仕様変更等により、下請けの作業スケジュールに影響が生じる。また、システム開発の特性として、多重下請構造により、前工程に起因する問題が、必ずしも事情を把握していない下請企業にも伝播し、長時間労働及び過重なストレスが生じやすい傾向にある。
- ・ 仕様変更やスケジュール変更の問題は、究極的には発注者側の意識によるところが大きい。近年では、民間企業において、発注者としての意識改善が進んでいる (官公庁と比して)。
- ・ 客先常駐の場合、チーム内に自社以外の職員が多数存在することが、異なる種類のストレス要因になり得る。
- ・ メンタル面以外では、VDT症候群、頸肩腕症候群の発症も見られる。

< 4. 労働災害防止対策について >

○労働災害防止対策として取り組んでいること

- ・ 業界として取り組んでいること

労働災害防止に特化したものではないが、情報サービス業に携わる従業者は、その特徴的な作業態様等により、過去より長時間労働問題の指摘がされて

いるため、協会として平成 29 年 3 月「JISA 働き方改革宣言」を機関決定。現在、業界をあげて従業員の心身の健康を向上するための取組を実施しているところ。

働き方改革宣言は

- ・第 1 フェーズ（労働時間の削減）
- ・第 2 フェーズ（生産性向上）
- ・第 3 フェーズ（創造性の発揮）

という 3 つのフェーズに分かれており、労災防止対策と関係が深いのは第 1 フェーズ。メンタル面を含めた健康を推進することを目的とする。なお、第 3 フェーズ実現のためには、発注者側の意識変革（情報システム投資を単なるコストではなく、新たな価値を創造するために不可欠なものであると考える）も必要となるところ、発注者に新たな挑戦を促せるような高い提案力が、受託者側に求められる。

また、従来より多重下請構造が長時間労働の要因のひとつであると考えられていたところ、経済産業省が策定した下請適正取引に係るガイドラインに基づき、協会においても自主行動計画を作成し、セミナー等を通じて会員企業のみならず広く会員外企業に対しても普及啓発に務めている。会員企業は、発注者・受注者双方の立場を有するため、取り組むべき課題も多い。

就業状況等把握のための基本統計調査の作成も、取組のひとつである。

統計によれば、所定外労働時間は年間 277 時間、有給休暇消化率は 63.4%。受託開発の特性上、プロジェクトが終わればまとまった休暇が取りやすいこともあり、有給休暇消化率は比較的良いといえる。テレワークについては 20%という目標を掲げているものの、受託開発の特性上、発注者側の都合によりテレワークが不可能となる場合等もあり、5%という状況。

- ・業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）

上記「JISA 働き方改革宣言」への賛同表明と具体的な推進活動を実施している。現在、会員企業のうち約 90 社が賛同表明している。

○労働災害防止対策の好事例

業界として重要な労働災害防止対策として、長時間労働の抑制がある。

（労働時間短縮の観点）

- ・ノー残業デーの設定
- ・時短勤務制度の導入
- ・振替休日取得の徹底

（休暇取得促進の観点）

- ・ 年度初めの、年次有給休暇計画の設定
- ・ メモリアル休暇の設定
- ・ 半日単位で取得可能な有給休暇の導入

等が挙げられる。(いずれも「JISA 働き方改革宣言」に係る施策集より)

○業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策

前述のとおり、長時間労働の要因のひとつである多重下請構造について、下請適正取引等の啓発を行っているところ、会員以外の企業への周知も視野に入れ、理解を得られるよう努力をしていくことが重要。

○業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること

「JISA 働き方改革宣言」について、賛同企業は約 90 社であるが、中小企業からは、労働時間削減等に結び付く具体的な取組方法がわからないという声もあるため、HP 上で先進企業における施策を紹介している。

< 5. その他 >

「医療業」ヒアリング状況

「9431 医療業」ヒアリング状況

ヒアリングを行った団体

公益社団法人 日本医師会

< 1. 業界の組織状況等について >

○活動内容、構成員について

- ・ 会員約 17 万人を有する民間の学術団体。
- ・ 1916 年に北里柴三郎博士らにより設立。
- ・ 1947 年に社団法人、2013 年に公益社団法人として認可されている。
- ・ 47 都道府県医師会の会員から構成され、地域医師会の医師会は独立した法人組織となっている。
- ・ 医道の高揚、医学教育の向上、医学と関連科学との総合進歩、生涯教育等、幅広い事業を行う。

○組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数）

会員：約 17 万人

会員構成：医療機関開設者約 8 万 5 千人、勤務医・研修医 8 万 5 千人（平成 29 年 12 月 1 日現在）

日本医師会役員： 会長 1 名、副会長 3 名、常任理事 10 名

日本医師会職員： 193 名（うち短時間勤務 3 名）

○他の同業団体の状況

医療従事者団体として、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会がある。

○他の団体との協力等の関係

上記関係団体とは、公的審議会等に共に参画し、課題解決に取り組む等の連携を行っている。

介護の業界団体とは、地域包括ケアや医療介護連携等、共通の会議に出席する機会等はあるが、団体同士の接点が、特別に多いわけではない。

< 2. 業界における作業態様等について >

○業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）

- ・ 医師と看護師については、宿日直対応がある。

- ・医師については、三次救急を担っている医療機関などで交代制勤務をとっていることもあるが、人的リソースの制約もあり、基本的には交代制が前提とはなっていないことが、過重労働の観点から課題となっている。当直明けに通常勤務を行う場合もある。
- ・医師の絶対数が不足しているというよりはむしろ、診療科や地域による医師の偏在が課題といえる。
- ・看護師では、三交代制または二交代制を敷いている医療機関が多い。

【診療所と病院の相違】

- ・入院施設を有さない無床診療所においては、在宅医療をサポートする場合は24時間365日、要請があれば対応が求められるものの、基本的には夜間及び休日勤務がない。
- ・ただし診療所の開業医の負担が小さいという意味ではなく、地域医療の中核的存在として、学校医や産業医、医療イベント講師等を引き受けることも多い。「診療所で従事している」時間が勤務医と比して短いだけであり、医療に従事している時間及び密度は、勤務医と開業医、どちらも相当なものといえる。

【検査機関との相違】

- ・検査や検診の業務は、予定通り、時間通りの勤務が可能であるという点が、医療業務との相違といえるのではないかと。これは従事者の負荷のかかり方にも影響を及ぼし得る。

【社会福祉、介護との相違】

- ・従事者の職業構成には共通性があるものの、作業態様という観点では、医療業と介護事業は異なる。
- ・社会福祉についても、高齢者福祉等、高齢者を相手にする面などの共通点もあるものの、作業態様の観点では、医療とは異なる。

○従事者の主な職業構成（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

- ・専門職（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師等）。
- ・事務職（医療事務を取り扱う）。
- ・直接、常時雇用が基本であるが、医療従事者の少ない地域や医療機関によっては、非常勤雇用（中小病院において、専門的な医師を常時雇用するのが経営的に困難な場合に、週に1回のペースで雇用する等）、派遣などで対応している。

< 3. 労働災害の発生状況について >

○労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）

- ・日本医師会として独自調査は実施していない。
- ・厚生労働省統計によると、「医療業」は全業種の中でも精神疾患の請求件数・支給決定件数が多い。

厚生労働省「平成 29 年度過労死等の労災補償状況」

「医療, 福祉」のうちの「医療業」

精神障害 請求件数 139 件（全業種中 2 位）

支給決定件数 41 件（全業種中 2 位）

※精神障害の請求件数・支給決定件数が多いことについて、医師は人命を直接預かる職業であることから、他の職種とは比較にならないレベルのストレスに晒されることが、ひとつの要因であると考えられる。

○主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性

針刺し事故、長時間労働による過労・精神疾患等が挙げられる。

長時間労働の要因として、高い専門性が求められ、他の医療関係職種で代替できない中で、応召義務があることが挙げられる。

○従業員以外の被災状況（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）

日本医師会としての独自調査は実施していない。

○いわゆる「職業病」 的なものの有無

職業病とは異なるものの、

- ・院内感染症
 - ・化学物質によるもの（エチレンオキシド・グルタルアルデヒド《医療機器の滅菌》、ホルムアルデヒド《病理検査》、ラテックス《手袋》）
 - ・腰痛（外科手術の際の、長時間、不自然な体勢をとること等によるもの）
- といったリスクとも対峙している。

< 4. 労働災害防止対策について >

○労働災害防止対策として取り組んでいること

- ・業界として取り組んでいること
 - ・日本医師会では、認定産業医制度を設けており、労働安全衛生法における産業医の養成と資質の向上を図っている。
 - ・また、中央労働災害防止協会の腰痛予防対策講習会（厚生労働省委託）に

ついて、日本医師会は都道府県医師会に周知・受講勧奨を行っている。

- ・ 業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）
 - ・ 厚労省の「医師の働き方に関する検討会」が平成 30 年 2 月に取りまとめた「緊急的な取り組み」には、既存の産業保健の仕組みの活用やタスク・シフティング（業務の移管）の推進などの項目が挙げられており、各病院がその取り組みを進めている。
 - ・ 医師が医療行為に集中できるよう、医療クランク（医師が行う診断書作成等の事務作業を補助するスタッフ）の導入などにより、医師の事務作業を移管することも、負担軽減の観点から重要となる。

○労働災害防止対策の好事例

日本医師会として具体的な好事例は把握していない。

○業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策

- ・ 長時間労働の是正のための業務効率化の推進
- ・ 労働時間の短縮だけでなく、休日確保、勤務間インターバル導入、連続勤務時間規定などを取り入れ、確実な休息確保を医療界として推進していく。

○業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること

- ・ 日本医師会では、平成 20 年から医師の勤務環境改善・健康管理のため、会内にプロジェクト委員会を設置し、各種ツールの作成や、病院管理者向けの勤務環境改善ワークショップを行ってきた。
- ・ 平成 30 年 3 月に、会内の産業保健委員会が、医療機関における産業保健活動推進のための具体的方策についての答申をまとめ、国に提言している。

< 5. その他 >

「教育業」ヒアリング状況

「9425 教育業」ヒアリング状況

ヒアリングを行った団体

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会（JAD）

< 1. 業界の組織状況等について >

○活動内容、構成員について

（１）活動内容

1. 厚生労働省との「職業能力開発」に関する意見交換・連携
2. 教育訓練給付制度の講座指定申請の支援
3. JAD 優良講座の認定事業および表彰式の開催
4. 民間教育事業の周知普及・広報活動（ガイドブック、ホームページ等）
5. セミナー、勉強会の開催
6. 教育サービスの質向上の活動支援

ISO29990、厚生労働省サービスガイドラインに関する情報提供 等

（２）構成員

産業人の能力開発を実施する民間教育団体によって構成されている。

○組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数）

会員数 40 社 1 名（平成 29 年度）

（正会員 28 社／準会員 2 社／賛助会員 9 社／個人会員 1 社／特別会員 1 名）

○他の同業団体の状況

民間教育訓練機関に対して教育訓練給付制度の講座指定の申請支援等を行う団体は、本連合会のみ。

○他の団体との協力等の関係

・中央職業能力開発協会

教育訓練給付金の講座指定に係る申請先であるため、指導を受ける等、日常的に接点がある。なお、本連合会は中央職業能力開発協会の会員である。

・公益社団法人日本通信教育振興協会

趣味・教養系の教育事業者が中心となって構成された組織（文部科学省が旧所轄庁）。本連合会は趣味・教養系に加え資格取得等の講座を実施する教育事業者も会員（厚生労働省が旧所轄庁）であり、若干の相違点はあるものの、日常的に情報を交換しつつ、社会人教育の発展に資する活動を連携して行っている。

※以下は、本連合会事務局が会員企業のうち代表的な5社（以下A、B、C、D、E社）から情報を収集した内容、及びそれに基づく本連合会事務局の認識である。

＜2. 業界における作業態様等について＞

○業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）

《作業態様について》

- ・PCを利用するデスクワークや講義が中心である。
- ・介護のように実習が必要なものは当然、実習用の設備も必要となるものの、基本的には教室での座学と通信教育であり、特殊な作業環境にあるわけではないとの認識である。

（学校教育との相違について）

- ・教室で講義を行うことを前提とした作業態様や就労環境等について、学校教育における教員と本質的な違いはない。
- ・実習を伴うものについては、それぞれの実習内容に応じて、設備や機材に差はある。ただし、学校教育における実習においても同様に、座学の教室との間には若干の環境の差はあるので、社会人教育に固有の環境特性ではない。
- ・敷地上の特徴としては、比較的広いキャンパスを有しており、一つの敷地で完結することの多い学教教育と、駅前に小さな教室拠点を多数有して、教員が複数の拠点を移動する社会人教育、という相違はあるといえる。ただし、移動に起因する災害の多寡が問題になるほどの差ではないとの認識。
- ・学校教育（特に小学校・中学校）においては教員が事務作業も行っているのに対し、社会人教育では講師と事務職員との分業が確立しているという相違もあるが、大学における分業体制に近いものであり、作業におけるリスクという面で、双方に大きな差は無いものと考えられる。
- ・人的交流が活発というわけではないものの、日本標準産業分類上も学校教育と社会人教育が一つのグループとされている中、労災保険の業種区分においても、これらが同一のグループと位置付けられることには、大きな違和感はない。

《シフト制について》

- ・基本的に各校の校舎単位での運用に委ねている。
- ・講師の都合により講義時間を1時間程度延長する／ずらす等の調整は日常的に発生するものの、それによる変則シフトが過重労働につながるおそれは少ない。

○従事者の主な職業構成（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

・ A 社

直接雇用が多いが、派遣労働者も存在する。

・ B 社

直接雇用 1,141 人

外部委託の講師 2,319 人

・ C 社

直接雇用の職員もいるが、多くの講師を外部委託している。

・ D 社

直接雇用が 96% 派遣労働者が 4%

・ E 社

正社員、契約社員、パート社員、常勤講師、非常勤講師で構成される。

直接雇用者は約 5,400 名（講師を含む）、派遣社員は 10 名前後。

< 3. 労働災害の発生状況について >

○労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）

・ A 社

事業所内の労働災害 2 件、事業所外の労働災害 2 件

・ B 社

27 年度 3 件、28 年度 3 件、29 年度 1 件

・ C 社

業務災害 8 件、通勤災害 3 件

・ D 社

年間 4 ～ 5 件

・ E 社

業務災害 12 件、通勤災害が 1 件

○主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性

・ A 社

教材運搬時に腰痛を発症した事例が 2 件、イベント時に頭部に物が倒れ、裂傷を負った事例が 1 件あった。

・ B 社

通勤災害（通勤中に転倒した事例があった。）

・ C 社

階段昇降時や道路に躓いての転倒事故、交通事故

・ D 社

通勤途上での転倒等、通勤災害が主流。女性の転倒件数が多い。

- ・ E 社

レッスンの前後に机等を移動させる際の怪我や、子ども向けの英会話教室において、子どもとの接触による怪我が多い。

- ・子ども向けの講座を展開するE社を除いては、教室内での事故はほとんど発生しておらず、移動中の事故や通勤災害、実習やその延長としてのイベントにおける事故が時々発生する程度である。
- ・教室内の事故の発生がほぼ無いため、基本的に受講生を巻き込む事故も無いものと思われる。
- ・介護関係等、実習を伴う講座であっても、基本的な教材は受講生に配布済みであり、教材運搬等で腰を痛めることは稀である。
- ・A社における腰痛事例についても、春の開校時に大量の荷物（教材）の搬入が生じた際の出来事と考えられ、季節性のものであると言える。
- ・D社には女性就業者が多い印象があるため、それが女性の転倒件数（通勤災害）が多い原因の一つとして考えられる。

○従業員以外の被災状況（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）

A社において、派遣労働者が外出時に転倒し、打撲を負った事例があった。

○いわゆる「職業病」 的なものの有無

- ・「職業病」として挙げられるものは特段無いが、教育業における労働災害の特徴としては、外傷など、肉体的なものは比較的少ないと思われる。

< 4. 労働災害防止対策について >

○労働災害防止対策として取り組んでいること

- ・業界として取り組んでいること

今のところ、あくまで個別企業の取り組みとして完結させれば十分であり、団体主導で業界を挙げての取り組みとする必要性は低く、比較的安全な業界であるとの認識。

○業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）

- ・ A 社

避難経路の見直しや飛び出し防止装置の有効な活用等、防災面に配慮した環境作りを提案している。

- ・ C 社

事故件数が多い「転倒事故」「交通事故」防止をテーマとして、全社的に労働災害事故防止キャンペーンを年 2 回実施している。また、水金をノー残業デーと位置づける等、長時間労働抑制の取組を行っている。

- ・ D 社

現状、特別深刻な課題が生じているわけではないものの、早期退社を促す等、長時間労働を是正する対策を講じている。

- ・ E 社

過労死防止のため、衛生委員会や労働時間管理委員会にて、長時間労働者を確認し、必要と判断した場合は指導している。

○労働災害防止対策の好事例

- ・ A 社

教育サービス・防災教育の一環として、避難訓練等の回数を増やし、意識改革を図っている。

- ・ C 社

職場内の事故については、社内に安全衛生委員会を設置して、月 1 回程度の頻度で事故の状況報告を情報共有し、件数の多い事故等について、防止対策や数値目標を設定すべく議論している。また、ポスター掲示や労働災害防止の標語を従業員に募る等、職場内におけるキャンペーン等を企画し、安全衛生意識の向上を図っている。

通勤災害防止対策としては、通勤時に潜む危険性について、ヒヤリ・ハット事例を基に対策を講じている。事故の状況については相当詳細にレポートが作成され、通勤時に階段から転げ落ちた場合でも、駆け込み乗車しようとしたのか、考え事をしていたのか、よそ見をしていたのか、歩きスマホをしていたのか等、原因についても状況共有がなされている。

- ・ D 社

受動喫煙対策として、建物内での全面禁煙化を行った。

- ・ E 社

原則として自動車、原動機付き二輪車による通勤を禁止し、公共交通機関にて通勤することを義務付け、大きな通勤災害の発生を防いでいる。

○業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策

前述のとおり、団体主導で業界を挙げての取り組みとする必要性は低い状況ではあるものの、今後、中小企業の会員から労働災害防止対策に係る相談があれば、収集した情報を活用する等の検討をしていく予定である。

- 業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること
同上。

< 5. その他 >

《学校教育との関係について》

- ・本連合会において「キャリアナビゲータ」という情報誌を作成、配付しており、資格取得者のキャリアアップや転職状況等をロールモデルとして紹介している。これをキャリア教育の教材として使っている学校もある。
- ・大学教員にも本連合会の特別会員を引き受けてもらっており、講演等で活躍している。
- ・個々の大学のカリキュラム単位で、公務員試験対策や介護講座等、個別会員企業が受託する例はあるが、学校教育と社会人教育との間で人的交流が頻繁にあるとまでは言えない。業界団体として音頭取りをしているわけではない。
- ・大学教員が講師を引き受ける例もあるものの、学術分野よりも実務家に講師を引き受けてもらう方が多い。その場合、委託という形態になることが多い。

業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）で整理された考え方に基づき行われてきた。

労災保険率の設定に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

労災保険の事業の種類に係る検討会報告書（平成 25 年 3 月 21 日）（抄）

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

（1）業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

（2）業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。